

第八次只見町振興計画

つなぐ未来へ 人と、町と、自然とともに

～ともに生き、ともに想い、ともに創る自然首都・只見～



基本構想 2026-2035
前期基本計画 2026-2030
総合戦略 2026-2030

福島県 只見町

第八次只見町振興計画の策定にあたり

このたび只見町では、令和8（2026）年度から10年間のまちづくりの基本方針となる「第八次只見町振興計画」を策定しました。

前計画の第七次只見町振興計画では、「～ブナと生きるまち 雪と暮らすまち 心豊かに生きるまち 自然首都・只見の挑戦「人と自然の共生」～」を基本理念として、先人たちが培ってきた様々な基盤を礎として、生活に新たな心の豊かさを求め、次の世代に守り伝えていくためのまちづくりを進めてきました。

この間、新型コロナウイルスの感染拡大により住民生活や町内経済においても閉塞感が漂う事態となりましたが、只見中学生の新聞紙エコバッグによるSDGsの取り組みや、只見高校野球部の甲子園出場など若い世代の活躍が町に明るい話題と活気をもたらしてくれました。

しかしながら、近年の人口減少、少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症のまん延による人々のライフスタイルの多様化及びデジタル技術の急速な進化など、社会を取り巻く状況は大きく変化しています。また、国道289号八十里越えの開通が間近に迫っており、人・モノの流れが大きく変わることが予想されます。

第八次只見町振興計画では、計画期間を基本構想10年、前期基本計画5年とし、基本理念を「つなぐ未来へ 人と、町と、自然とともに～ともに生き、ともに想い、ともに創る自然首都・只見～」としました。



また、町民アンケートの結果からまちづくりの将来像を「誰もが心豊かに安心して住み続けられるまち」としました。まちを次の世代へつないでいくため、多様なまちづくり主体が想いを共有しながら連携した取り組みを進めていくことで、目指すべき将来像の実現を図っていきます。

本計画策定に当たっては只見中学生、只見高校生から政策提言をしていただきました。まちの課題を的確に捉え自分たちができることを踏まえた提案はどれも素晴らしいものでした。これらの声を真摯に受け止め、若い世代が10年後地元に残りたい、戻ってきたいと思ってもらえるよう着実に取り組んでいかなければなりません。

結びに、本計画策定にあたり、熱心にご協議いただきました振興計画審議会委員並びに振興計画専門部員の方々をはじめ、住民の皆様、町議会議員の皆様にご心から御礼申し上げますとともに、今後とも円滑な計画の推進に向けて、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8（2026）年3月

只見町長 渡部 勇夫

目次

序論

第1章 振興計画策定にあたって.....	2
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 計画の性格.....	2
3. 計画の構成と期間.....	3
4. 計画の推進.....	4
第2章 まちづくりを取り巻く背景.....	5
1. 社会情勢の変化.....	5
2. 現状と課題.....	7
3. 町民アンケート結果.....	14
4. 第七次只見町振興計画の評価検証.....	18

基本構想

第1章 まちづくりの方向性.....	21
1. まちづくりの基本的な考え方.....	21
第2章 基本理念と将来像.....	22
1. まちづくりの理念.....	22
2. まちづくりの将来像.....	23
第3章 将来像を実現するための基本目標.....	24
1. 分野別の基本目標、基本施策の設定.....	24
2. 計画の体系.....	26

前期基本計画

横断目標 未来へつなげるまちづくり.....	33
基本施策1 地域を支え担っていく人財の育成・確保.....	34
基本施策2 デジタル技術を活用したまちづくりの推進.....	36
基本目標I つながり協働し合うまちづくり.....	39
基本施策1 協働と交流による地域コミュニティの維持.....	40
基本施策2 自然環境の利活用と保全.....	42
基本施策3 積極的な情報共有と開かれた行政の推進.....	44
基本施策4 効率的な行財政運営.....	46
基本施策5 総合的な土地利用.....	48

基本目標Ⅱ 健康で共に支え合い 住み続けられるまちづくり	51
基本施策1 健康づくりと医療の確保	52
基本施策2 健やかに産み育てられる環境の充実	54
基本施策3 高齢者福祉の充実	56
基本施策4 障がい者（児）福祉の充実	58
基本施策5 地域福祉の充実・強化	60
基本目標Ⅲ 産業の育成と賑わい・交流を生み出すまちづくり	63
基本施策1 次世代へ継承される農業の確立	64
基本施策2 地域資源を活かした林業の確立	66
基本施策3 水の郷にふさわしい水産業の振興	68
基本施策4 商工業の維持、継業と賑わいの創出	70
基本施策5 魅力ある観光の推進と交流の拡大	72
基本目標Ⅳ 住みやすさを実感できる まちづくり	75
基本施策1 環境衛生の充実	76
基本施策2 安心で安全な暮らしづくり	78
基本施策3 自然と調和した住環境の創出	80
基本施策4 地域をつなぐ交通体系の整備	82
基本施策5 雪との共生	84
基本目標Ⅴ 学び・スポーツ・文化が結ぶ 心つながるまちづくり	87
基本施策1 子どもたちの教育の充実	88
基本施策2 家庭と地域の教育力の向上	90
基本施策3 心を豊かにする生涯学習の推進	92
基本施策4 歴史、伝統文化の継承と活用	94

総合戦略

第1章 基本的な考え方	98
1. 趣旨	98
2. 位置づけ	98
3. 推進・検証体制	99
4. 振興計画との関係図	100
第2章 人口ビジョンを踏まえた展望	101
1. 将来推計	101
2. 将来展望	101
第3章 基本目標と施策の体系	103
1. 基本目標	103
2. 施策の体系	104

第4章 具体的施策と評価指標.....	105
1. 基本目標1 誰もが活躍できる安定した仕事をつくる	105
2. 基本目標2 新しい人の流れをつくる	106
3. 基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	107
4. 基本目標4 安心と豊かさを実感できる暮らしをつくる	108
5. 振興計画との関連	109

資料編

1. 只見町振興計画審議会条例	112
2. 只見町振興計画審議会委員名簿	113
3. 諮問文	114
4. 答申文	115
5. 只見町振興計画策定推進本部設置規則	116
6. 振興計画策定推進本部専門部会委員名簿	118
7. 振興計画策定に係る関連調査等	119
8. 専門部会での策定経過	120
9. 第八次只見町振興計画の策定経過	121
10. 只見中学生、只見高校生からの政策提言	122



序論

第1章 振興計画策定にあたって

1 | 計画策定の趣旨

只見町は、昭和44（1969）年3月に「只見町振興計画」を策定して以来、令和7（2025）年度で計画期間が満了する「第七次振興計画（平成28（2016）年度～令和7（2025）年度）まで、振興計画を町の最上位の総合計画として位置付け、計画期間中のまちづくりの指針とし、これに基づいて事業を展開してきました。

国際社会では、持続的な成長が課題となる中で「誰一人取り残さない持続可能な社会」の実現を目指し平成27（2015）年の国連サミットでSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、その達成に向けた取組が世界中で進められています。また、令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症をはじめ、急激な人口減少と担い手不足、気候変動に伴う自然災害の頻発・激甚化、さらには国際情勢の影響による原油価格や物価の高騰などが、暮らしや地域経済に深刻な影響を与えました。一方で、こうした危機は社会全体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を加速させ、脱炭素や循環型社会実現に向けた機運の高まり、働き方の見直しなどを促し、人々の価値観やライフスタイルなども大きな変化をもたらしており、行政にも対応が求められています。

本町の人口は、平成27（2015）年の国勢調査では4,470人、令和2（2020）年では4,044人と減少しています。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）の推計では令和22（2040）年には2,602人と見込まれています。これを踏まえ町では人口ビジョンを策定し、令和22（2040）年の目標人口を3,000人と位置づけるとともに、総合戦略を策定し、人口減少と少子高齢化に対し戦略的に取り組んできました。

このような状況の中、令和4（2022）年10月には新潟・福島豪雨により不通となっていたJR只見線の会津川口～只見間が復旧し、11年ぶりに全線運転が再開されました。これにより多くの観光客が町内に訪れるとともに、子どもたちや鉄道ファンが主体となって活用策を模索するなど、鉄道を地域資源としてさらに活用する期待が高まっています。加えて、国道289号八十里越の開通時期が令和8（2026）年秋から令和9（2027）年夏頃と示されており、これによる影響は観光や医療、地域間交流など多方面に波及することが期待されています。

本町は、これらの環境変化を的確に捉え、持続可能で誰もが安心して住み続けられるまちを目指して、第八次振興計画を策定します。

2 | 計画の性格

「第八次只見町振興計画」は、只見町のまちづくりに関する理念・将来像・及び基本的施策の方向性を示すものであり、今後のまちづくりの指針となる計画です。

本計画の実現にあたっては、住民と行政が協働するまちづくりを基本姿勢とし、これを基盤に取り組みを進めます。

また、本計画は「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、地方版総合戦略と一体として構成しています。

3 | 計画の構成と期間

本計画は、基本構想、基本計画、総合戦略、実施計画で構成します。

【基本構想】

基本構想は、町政運営の根幹となるもので、長期的な視点から、まちづくりの基本理念と町の将来像を定め、その実現に向けた施策の大綱を示したものです。

計画期間は、令和8（2026）年度から17（2035）年度までの10年間としています。

【基本計画】

基本計画は、基本構想に掲げる施策の大綱の実現に向け、町が取り組むべき施策の基本方向を総合的かつ体系的に明らかにしたものです。

社会経済情勢の変化等に対応するため、計画期間は、前期と後期に区分し、各5年の計画期間とします。

前期基本計画：令和8（2026）年度から令和12（2030）年度

後期基本計画：令和13（2031）年度から令和17（2035）年度

【総合戦略（第3期只見町総合戦略）】

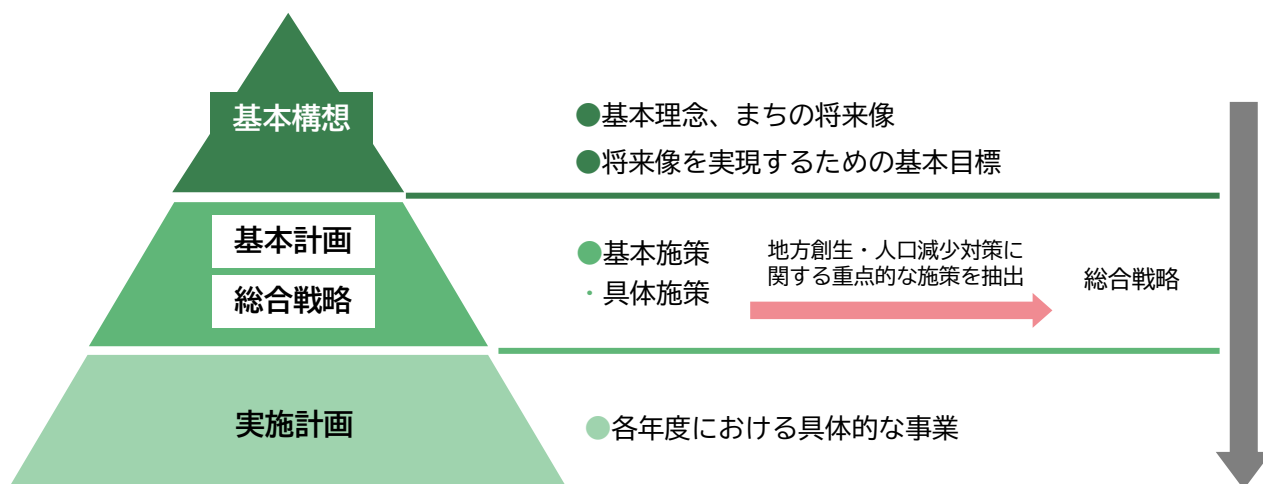
総合戦略は、基本計画に掲げる具体施策のうち、特に地方創生や人口減少対策に関する重点的な施策を抽出しまとめたものです。

計画期間は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

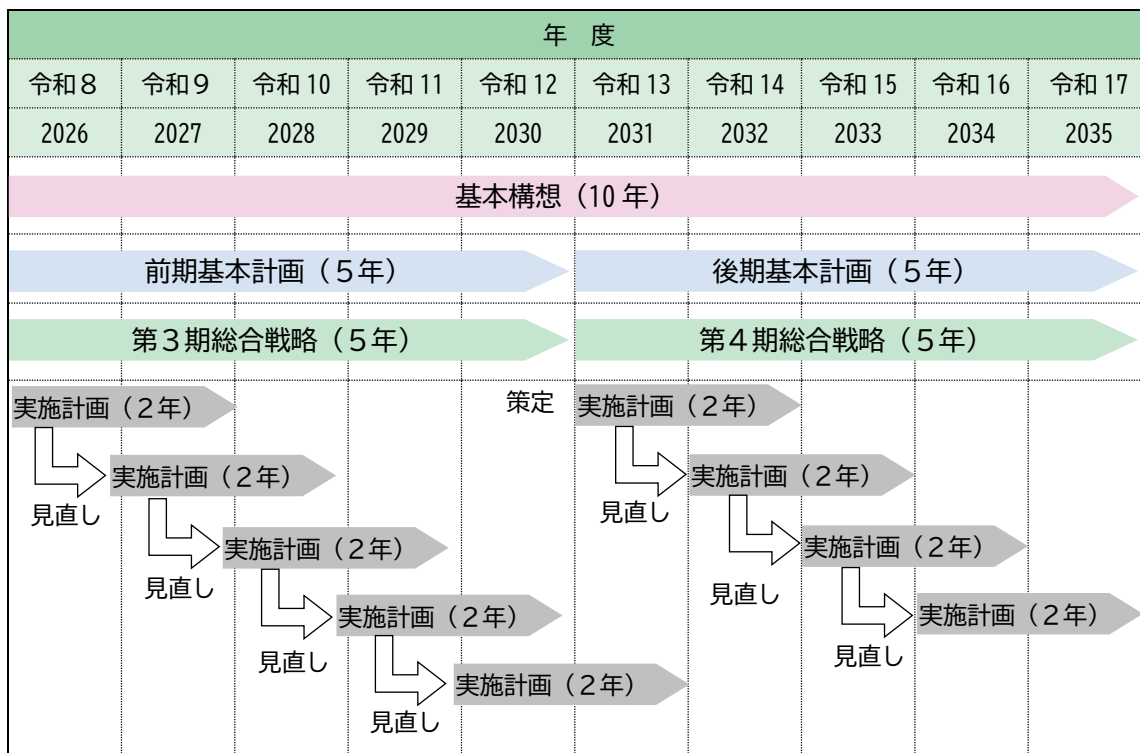
【実施計画】

実施計画は、基本計画に定められた施策を効果的に実施するための具体的な事業を明らかにするもので、「中期財政見通し」と連動しながら、財源の裏づけを伴う町政の具体的な計画とします。

計画期間は、2年間を基本とし、社会経済や財政状況の変化、住民ニーズへの対応等を考慮しながら、毎年度見直しを行うローリング方式とします。



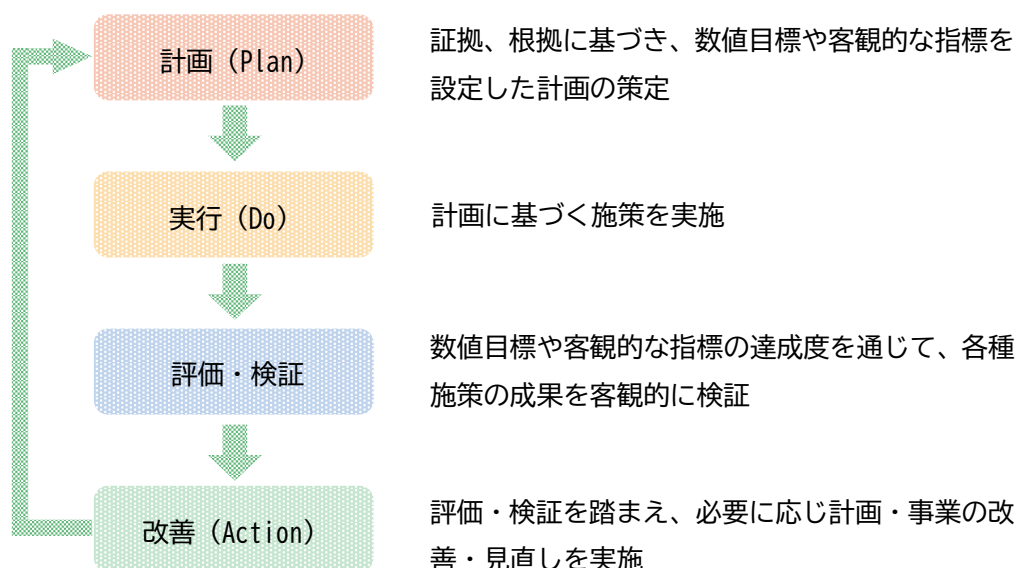
【計画の期間】



◆実施計画は、施策の実現のための事業計画と財政計画で、毎年度の予算編成の指針となるものです。計画の期間は2ヵ年とし、社会情勢や財政状況等による計画と現実の間に生じる差異を埋めるもので、基本は変えずに年度ごとに新たに計画を再構成します。

4 | 計画の推進

本計画の推進にあたっては、PDCAのサイクルを取り入れ、各種事業の実施において目標達成に向けた計画 (Plan) を実行 (Do) し、評価・検証 (Check) して改善 (Action) に結び付けることを継続して行い、より高い効果・成果を求めながら推進していきます。



第2章 まちづくりを取り巻く背景

1 | 社会情勢の変化

①人口減少と少子高齢化

我が国の人口は、2008年をピークに減少に転じています。社人研の将来推計によれば、総人口は2053年に1億人を下回ることが予測され、さらに2070年には9,000万人を下回ると見込みです。同時に高齢化も進行しており、65歳以上の人口割合を示す高齢化率は、2020年の28.6%から2070年には38.7%へ上昇すると推計されています。65歳以上1人に対して現役世代（15～64歳）が1.3人という比率になる見込みです。

本町では、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略「第2期只見町総合戦略(令和2(2020)年度～令和7(2026)年度)」の取り組みを進めてきたところですが、人口は人口ビジョンに示した目標値を下回る水準で推移しており、令和2(2020)年の国勢調査では老年人口(65歳以上)の割合が生産年齢人口(15～64歳)の割合を上回るなど、少子高齢化が顕著に進行しています。このままでは、担い手不足により伝統芸能や共同作業など地域を支える活動そのものの維持が困難な状況が差し迫っており、更なる効果的な取り組みが求められています。

②気候変動や脱炭素社会への意識の高まり

近年地球規模での温暖化が顕在化し、大規模な気象災害が頻発するなど、気候変動に対する危機感が世界中に広がっています。

そのような中、地球温暖化対策の国際枠組みであるパリ協定は、世界共通の長期目標として、産業革命以降の平均気温の上昇を「2℃より十分低く保つ」とともに、「1.5℃に抑える努力を追求する」ことが示されました。日本においても、令和2(2020)年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」を目指すことが表明されました。

本町でも、間伐材の薪利用を進めるなど森林資源の活用に取り組んでおり、地域資源を活かしつつ自然環境を保全するため、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの導入と構築を一層努める必要があります。

③デジタル社会の進展

国は、令和3(2021)年にデジタル庁を発足させ「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を旗印に、社会全体のデジタル化を進めています。

面積の広い当町のような地域では、効率的な行政サービスを提供するために、デジタル化の一層の推進が不可欠です。そのため、デジタル人材の育成やデジタルインフラの整備など、総合的かつ計画的な施策の展開が求められます。

④持続可能な開発目標の実現

2015年9月の国連総会で採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境を巡る広範な課題に統合的に取り組むことを目的としています。

本町ではESD（持続可能な開発のための教育）を通じて、只見中学生が中心となって海洋プラスチックを減らす目的で取り組んだ新聞紙レジ袋が大きな反響を呼びました。また、令和6（2024）年11月4日にはユネスコエコパーク登録10周年を記念して、生物多様性の損失を止め、反転させ回復軌道に乗せる国際目標の実現を目指して「ネイチャーポジティブ宣言」を行いました。今後も、ユネスコエコパークの理念に基づき、人と自然の共生を推進し、その価値と取り組みを次世代へ確実に継承していくことが求められています。

⑤ライフスタイルや価値観の変化

令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行は、人々の行動や経済活動に大きな制約をもたらし、社会や多くの分野に影響を及ぼしました。一方で、キャッシュレス決済などの非接触型サービスやテレワークをはじめとする働き方の変化が急速に進み、新しい生活様式が定着しつつあります。

これに伴い、ライフスタイルや価値観にも変化が生じており、今後もこの傾向は続く予想されます。人々の暮らし方や価値観の変化を踏まえた、柔軟で持続可能なまちづくりが一層求められています。

⑥国道289号八十里越の開通

昭和61（1986）年から事業化され、工事が進められてきた国道289号八十里越の開通が、令和8（2026）年秋から令和9（2027）年と具体的に示されました。昭和45（1970）年に国道として認定された新潟県新潟市を起点に、福島県いわき市に至る総延長280kmが、いよいよ全面開通という歴史的瞬間が間近に迫っています。

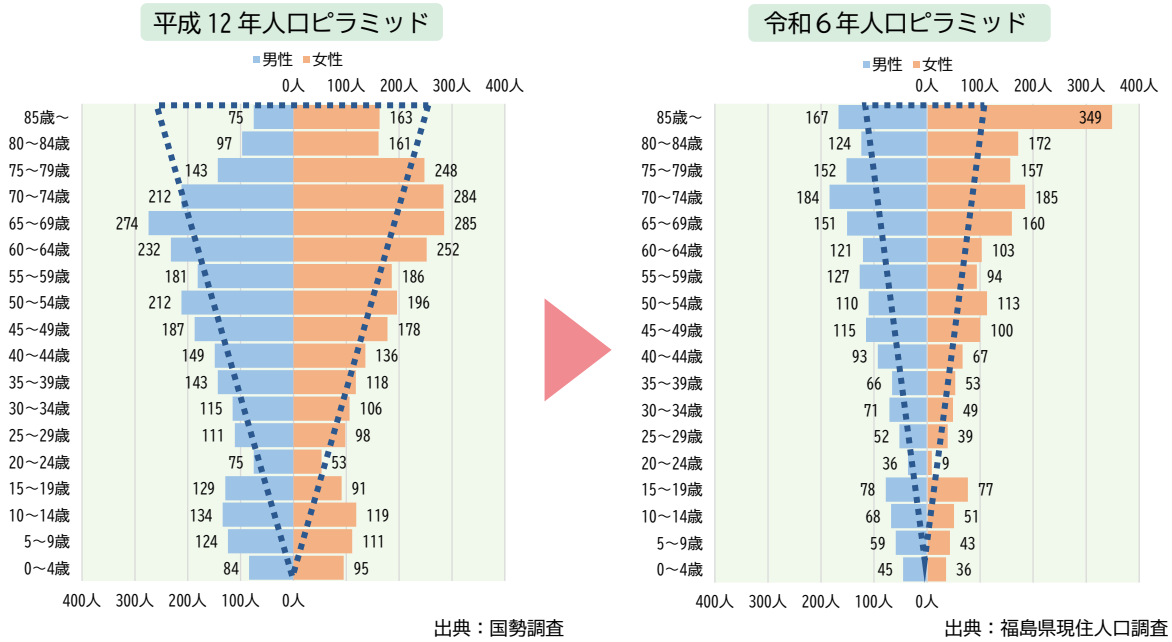
本町においても、命の道として総合病院までの所要時間が約20分短縮されることで医療アクセスが向上し、救命救急体制の強化が期待されます。また、産業、経済、観光分野での新たな交流促進や地域経済の活性化といった波及効果も見込まれており、こうした好機を確実に町の発展に結び付けるための戦略的なまちづくりが求められます。



2 | 現状と課題

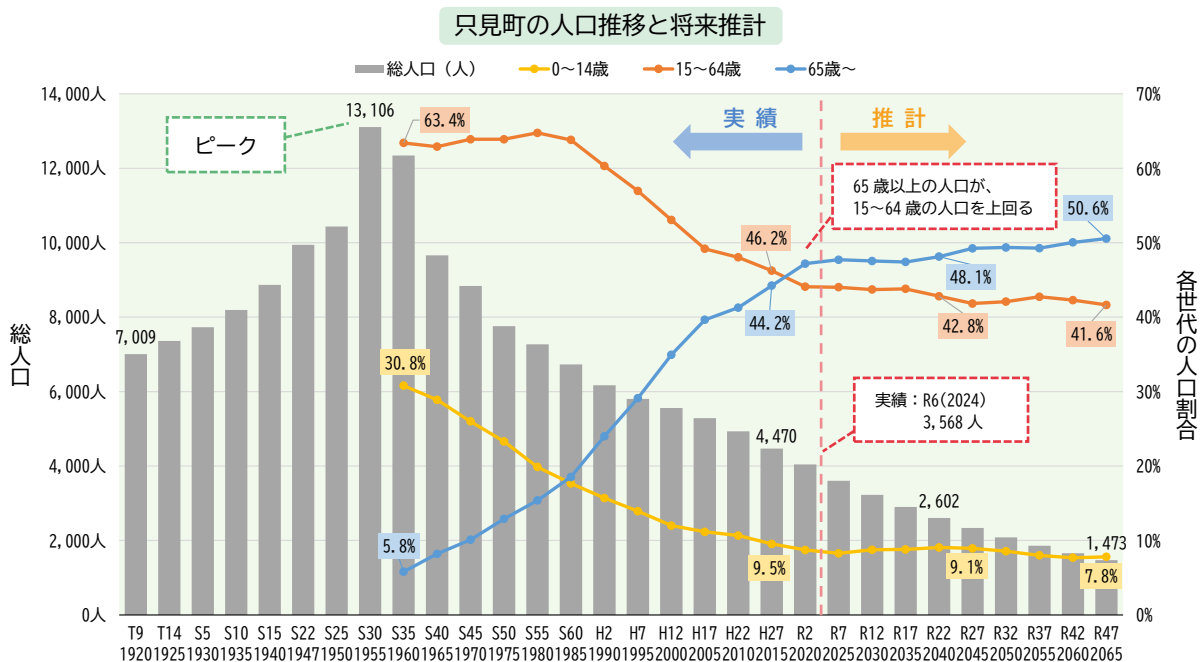
①人口構造

人口構造は、高齢層の人口が多く若年層が少ない「逆三角形型」となっており、少子高齢化を顕著に示しています。また、三角形の幅も狭くなっていることから人口減少が加速しており、町内経済や地域の維持が難しくなっていく懸念があります。



②総人口の推移

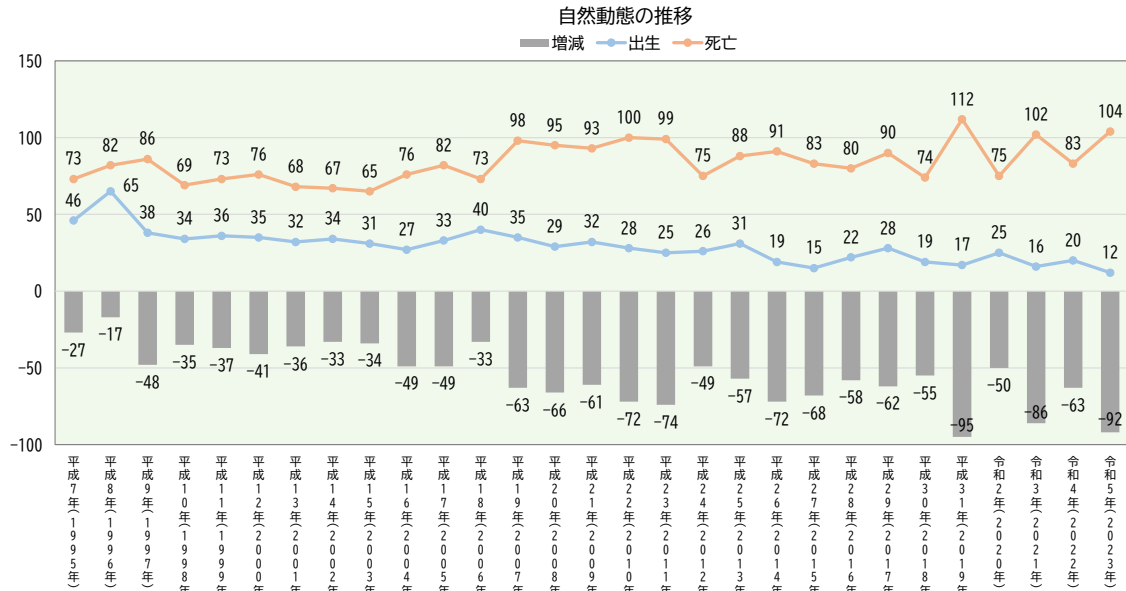
総人口は、昭和 30（1995）年をピークに減少し続けており、令和 2（2020）年には 4,044 人となっています。社人研の推計では令和 22（2040）年には 2,602 人となることが予想されており、老年人口が生産年齢人口を上回る逆転が進むことで両者の乖離が拡大し、状況は一層深刻になると見られます。



③人口動態

③-1 自然動態

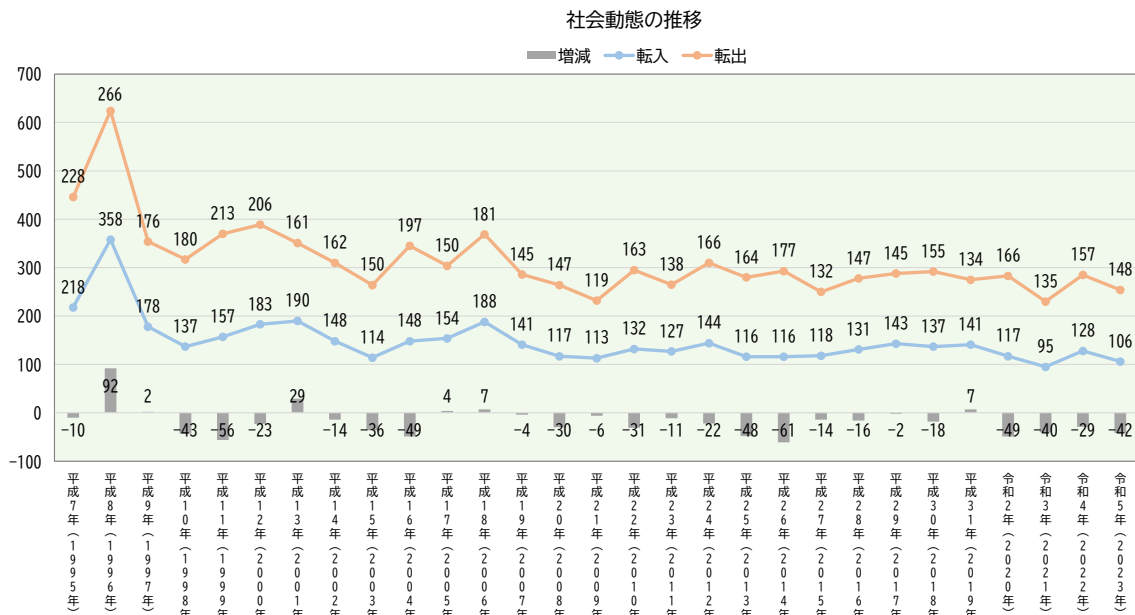
自然動態は、死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。死亡数は高齢者の割合に比例し若干の増加傾向にあるのに対し、出生数は減少傾向にあるため差は徐々に大きくなっています。



出典 福島県現住人口調査年報

③-2 社会動態

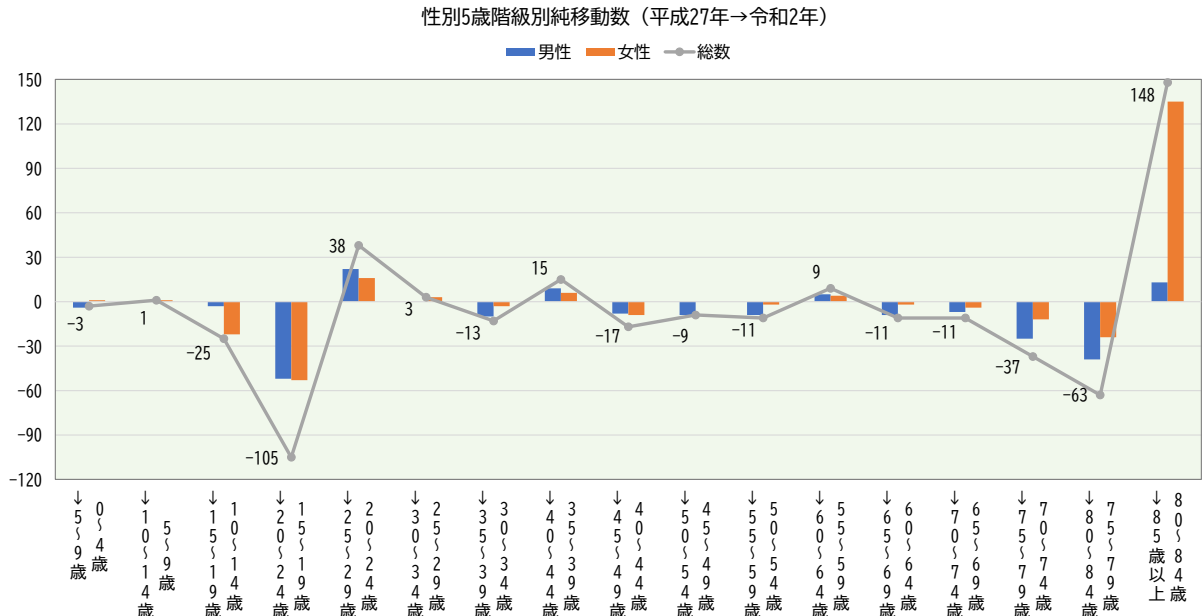
社会動態は、転出者数が転入者数を上回る社会減が続いています。



出典 福島県現住人口調査年報

③-3 純移動

年齢階級別の純移動数については、「10～14歳→15～19歳」「15～19歳→20～24歳」で男女ともに大きく減少していることがわかります。これは高校や大学などへの進学、その後の就職等の選択が町外となっていることが要因と考えられます。

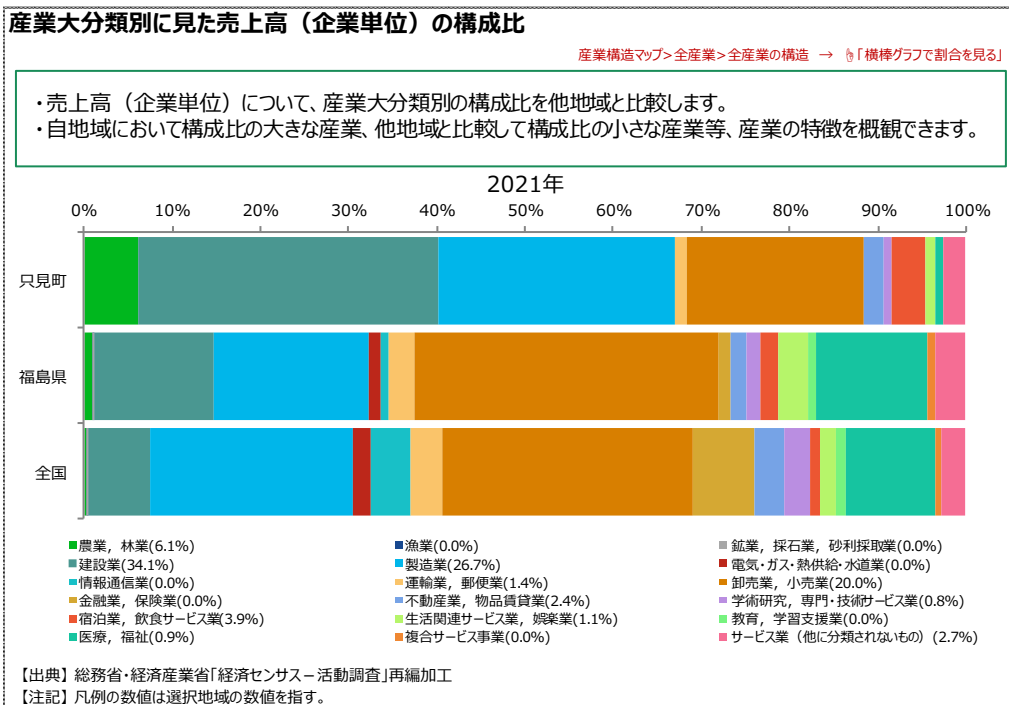


出典 国勢調査

④産業構造

④-1 売上高

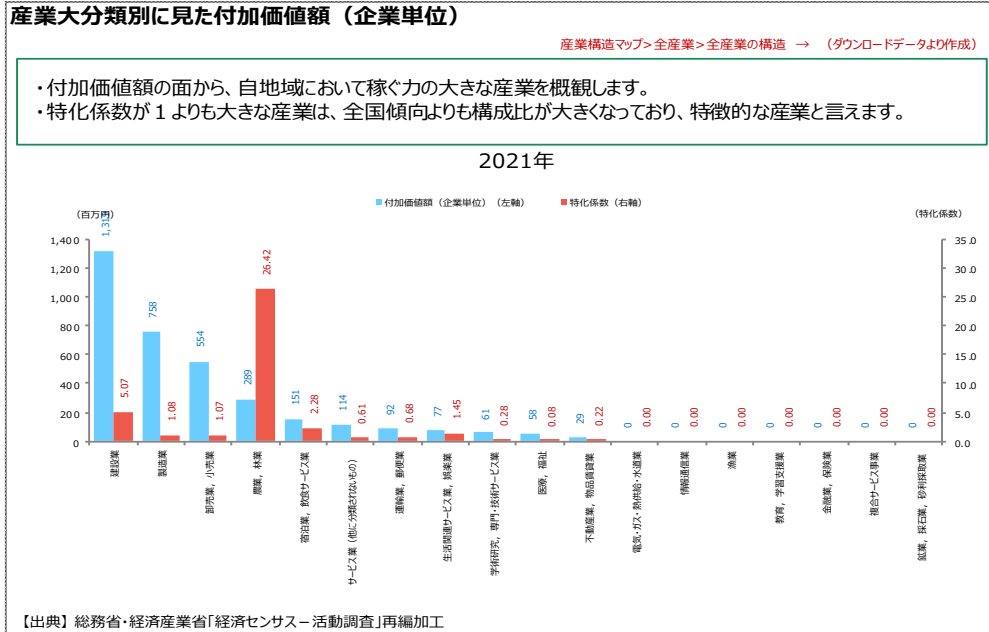
産業大分類別に見た売上高は建設業が最も多く、全国や福島県における構成比よりも大きくなっており、ついで製造業、卸売業・小売業の順となっています。



④-2 付加価値額

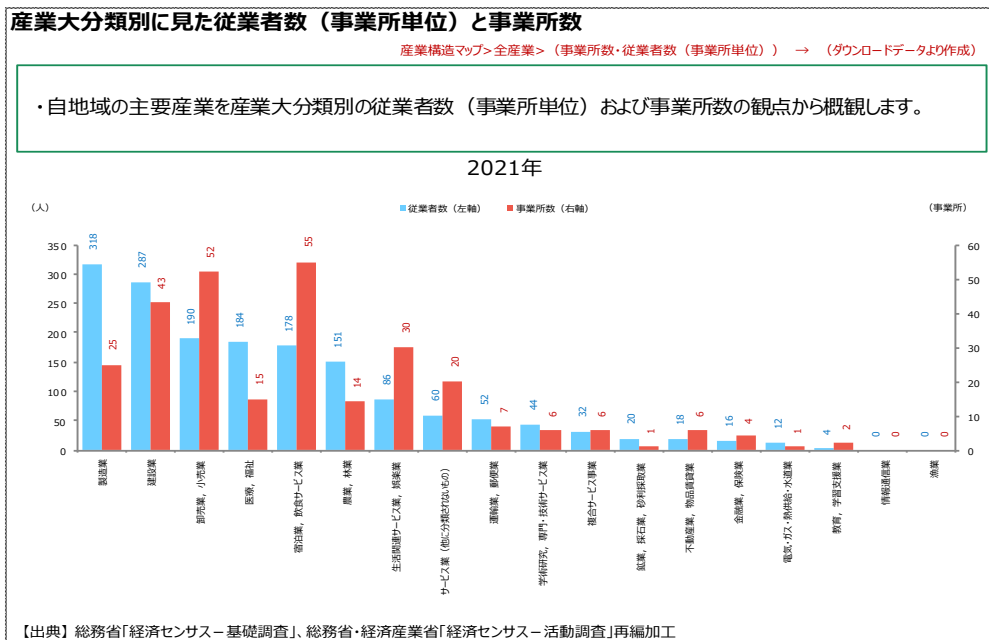
付加価値額※については、建設業、製造業、卸売業・小売業、農業・林業、宿泊・飲食サービス業の順となっており売上高に準じた順となっています。

※付加価値額 製品の生産活動やサービスの提供活動を行うことによって新たに加えられた価値で、売上高（総生産額）から原材料費・燃料費・減価償却費などを差し引いた額



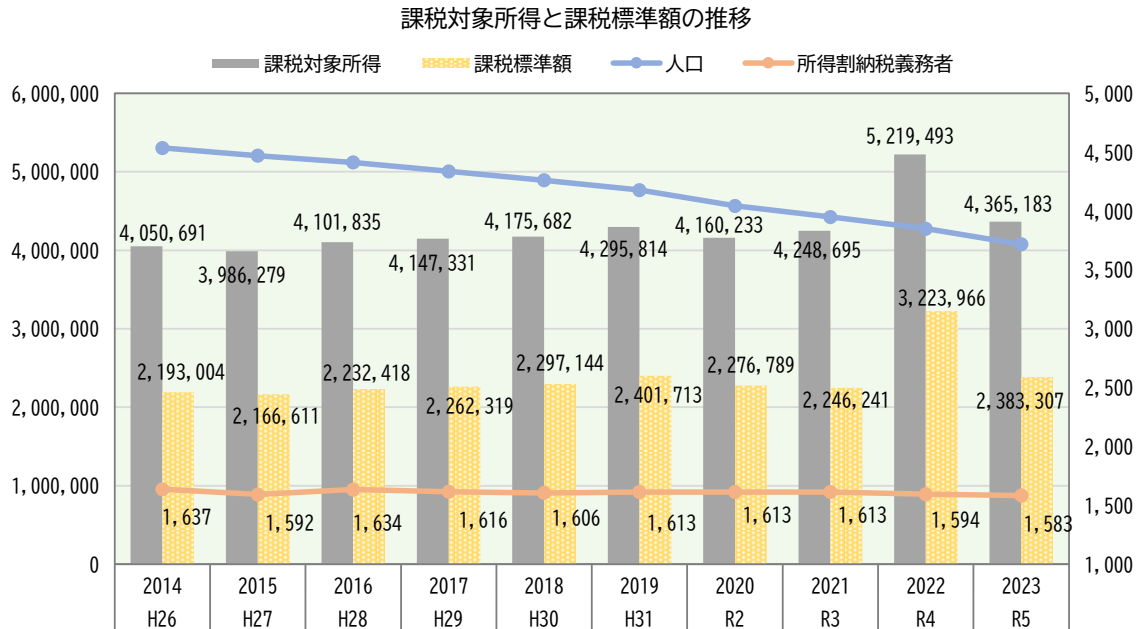
⑤事業所の従業員数の状況

従業員数については、製造業、建設業、卸売業・小売業の順となっています。一方、事業所平均従業員数では、製造業、医療・福祉、農業・林業のみが2桁を超える従業員数となっており、少人数の事業所では事業承継等、継続性の確保も課題となっています。



⑥所得関連

町民税課税対象所得並びに課税標準額は全体的にはほぼ横ばいから若干の増加傾向にあり、所得割納税義務者数がほぼ横ばいから減少傾向にあることから、所得割納税義務者あたりの課税対象所得並びに課税標準額は増加傾向にあります。



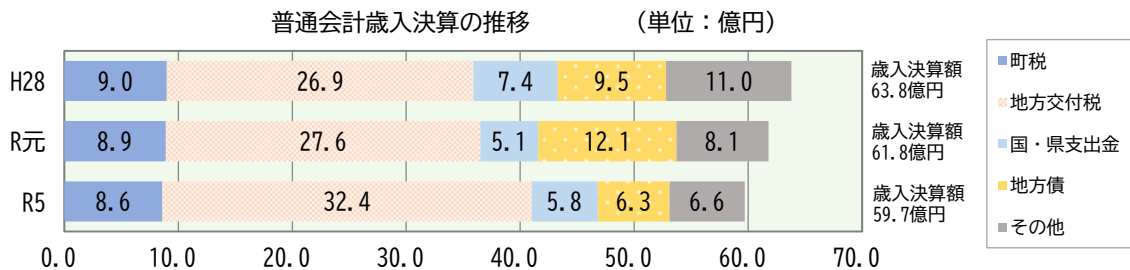
出典 総務省課税状況調査

⑦財政

⑦-1 歳入の推移

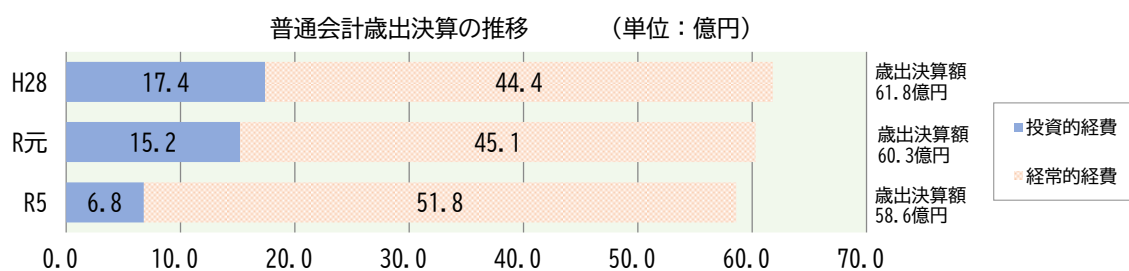
令和5年度歳入決算は、過去の決算と比較して、減少しています。地方交付税については、物価高騰による臨時経済対策として交付額が増加傾向にありますが、社会情勢によるものであり今後は減少傾向が予想され、今以上に厳しい財政状況となることが予想されます。

町税については発電所施設等の更新に係る固定資産税額の変動に大きく影響されますが、今後は減少傾向が予想され、更なる財政悪化が懸念されます。



⑦-2 歳出の推移

令和5年度歳出決算は、歳入額の減少に伴い、過去の決算額と比較して減少しています。特に、投資的経費（事業実施などの経費）が大きく減少しており、今後は公共施設に係る改築費や生活基盤施設等の更新時期に伴う改修費用が見込まれることから、経常的経費（人件費・物件費・維持修繕費・扶助費・補助費・公債費等の固定的経費）の抑制に努めるとともに、事業の取捨選択と重点化を図り、様々な用途のために積み立ててきた基金を効果的に大切に活用しながら、健全な財政運営を維持することが求められます。



⑦-3 各種指標

「経常収支比率」とは、経常的な歳出の経常的な歳入に対する割合で、財政構造の弾力性を表す指標です。この比率が高くなるほど財政構造が硬直化していることを表します。物価高騰の影響による物件費の増加や、人件費、公債費の増により令和元（2019）年度から80%を上回り財政の硬直化が進行しています。

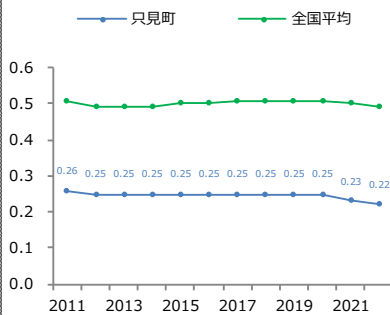
「財政力指数」は、地方公共団体の財政力を示す指標として用いる指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。この指数が高いほど財政基盤が強いことを表します。経常収支比率の上昇により財政力指数については減少傾向にあります。

① 各種財政指標の比較分析

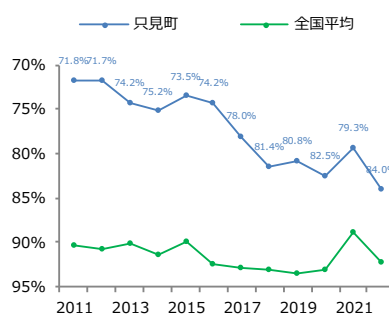
地方財政マップ> 自治体財政状況の比較 → 「地域間で比較する」

- ・自治体の財政状況を示す主要な財政指標（財政力指数、実質公債費比率等）の推移を示しています。
- ・全国平均との比較を行うことで、自地域の財政状況の健全度を分析することができます。

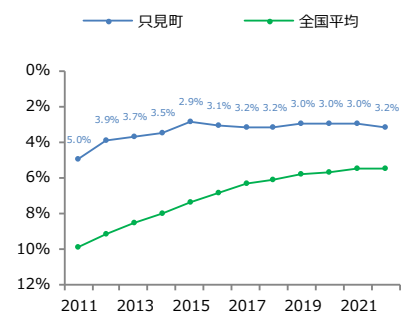
財政力指数



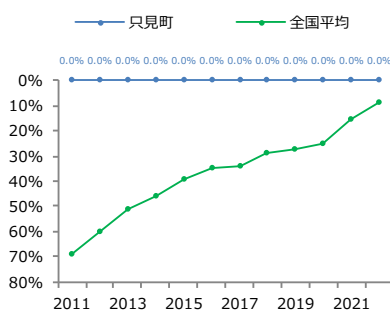
経常収支比率



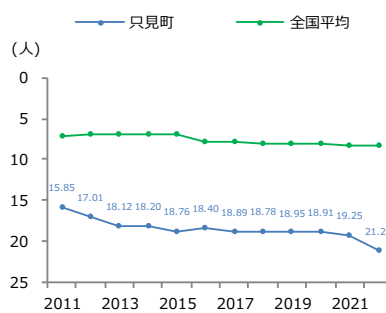
実質公債費比率



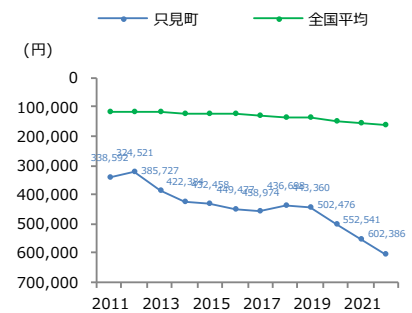
将来負担比率



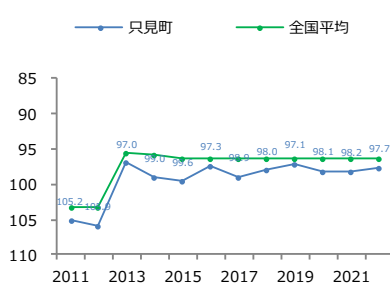
人口あたり職員数



人口1人あたり人件費・物件費等の決算額



ラスパイルズ指数



財政指標	2022値	順位
		都道府県内
財政力指数	0.22	51/59
経常収支比率	84.0%	16/59
実質公債費比率	3.2%	10/59
将来負担比率	0.0%	10/59
人口あたり職員数	21.21人	51/59
人口1人あたり人件費物件費等の決算額	602,386円	52/59
ラスパイルズ指数	97.7	23/59

【出典】 総務省「地方財政状況調査関係資料（財政状況資料集）」

【注記】 人口あたり職員数：都道府県の場合は人口10万人、市町村（特別区を含む）の場合は人口千人あたりの職員数。

3 | 町民アンケート結果

計画を策定するうえでまちへの愛着度や住みやすさ、これから目指すべきまちづくりの方向性などを把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

アンケート結果は「第八次只見町振興計画町民アンケート結果報告書」にまとめていますが、結果の一部を抜粋して掲載します。

(1) 調査概要

調査対象 住民基本台帳登録の18歳以上の方 1,000名（無作為抽出）

調査方法 郵送配布及び郵送・WEB回収による本人記入方式

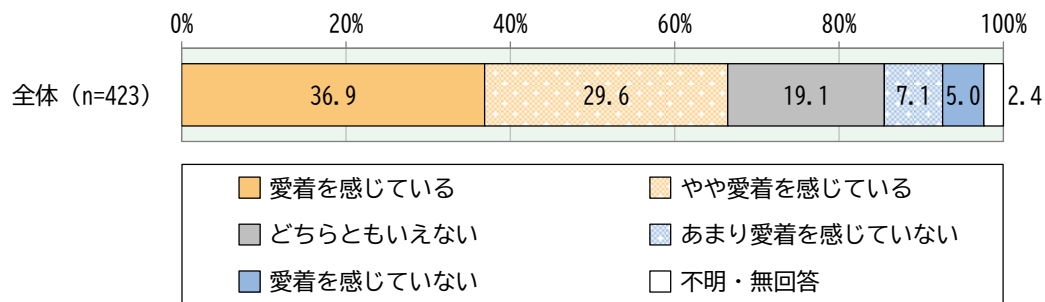
調査期間 令和6年9月6日配布、10月11日を回答期限として回収

回答状況 回答数423票 回答率42.3%

(2) 結果概要

①愛着度

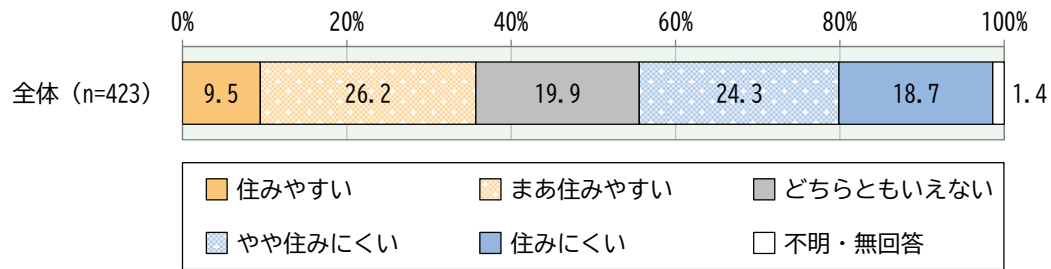
只見町への愛着度は、「愛着を感じている」「やや愛着を感じている」が66.5%と「あまり愛着を感じていない」「愛着を感じていない」の12.1%を大きく上回り、肯定的な印象を持っている人が多い結果となりました。



		n	愛着を感じている	やや愛着を感じている	どちらともいえない	あまり愛着を感じていない	愛着を感じていない	不明・無回答
		%						
全体		423	36.9	29.6	19.1	7.1	5.0	2.4
性別	男性	180	38.3	28.9	17.2	6.1	6.7	2.8
	女性	228	36.8	29.8	19.3	7.9	3.9	2.2
年齢別	18歳～29歳	26	26.9	34.6	26.9	7.7	-	3.8
	30歳～39歳	35	20.0	31.4	37.1	8.6	2.9	-
	40歳～49歳	50	36.0	28.0	18.0	6.0	12.0	-
	50歳～59歳	95	26.3	33.7	21.1	8.4	7.4	3.2
	60歳～64歳	47	38.3	25.5	17.0	12.8	2.1	4.3
	65歳～69歳	77	39.0	32.5	18.2	5.2	3.9	1.3
	70歳～74歳	37	45.9	40.5	5.4	-	5.4	2.7
	75歳以上	53	62.3	11.3	13.2	7.5	1.9	3.8

②住みやすさ

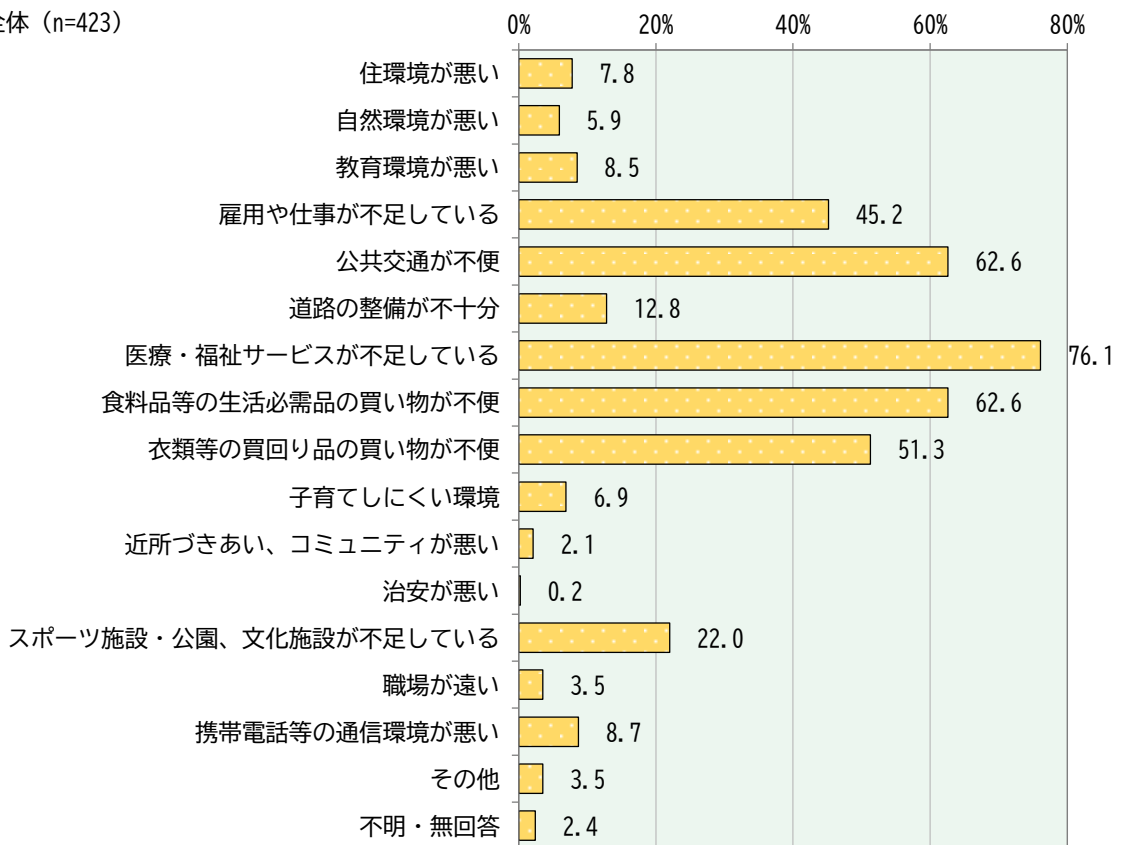
住みやすさに対する評価は、「住みやすい」「まあ住みやすい」が35.7%と「やや住みにくい」「住みにくい」の43.0%を下回り、住みにくさを感じている人が多い結果となりました。



		n	住みやすい	まあ住みやすい	どちらともいえない	やや住みにくい	住みにくい	不明・無回答
			%					
全体		423	9.5	26.2	19.9	24.3	18.7	1.4
性別	男性	180	7.8	25.0	21.7	25.6	18.3	1.7
	女性	228	11.4	27.6	17.5	22.8	19.3	1.3
年齢別	18歳～29歳	26	7.7	26.9	38.5	19.2	7.7	-
	30歳～39歳	35	5.7	17.1	20.0	31.4	25.7	-
	40歳～49歳	50	4.0	28.0	22.0	20.0	26.0	-
	50歳～59歳	95	3.2	20.0	26.3	23.2	26.3	1.1
	60歳～64歳	47	6.4	23.4	17.0	31.9	19.1	2.1
	65歳～69歳	77	7.8	36.4	11.7	27.3	14.3	2.6
	70歳～74歳	37	10.8	32.4	16.2	32.4	8.1	-
75歳以上	53	34.0	24.5	13.2	11.3	13.2	3.8	

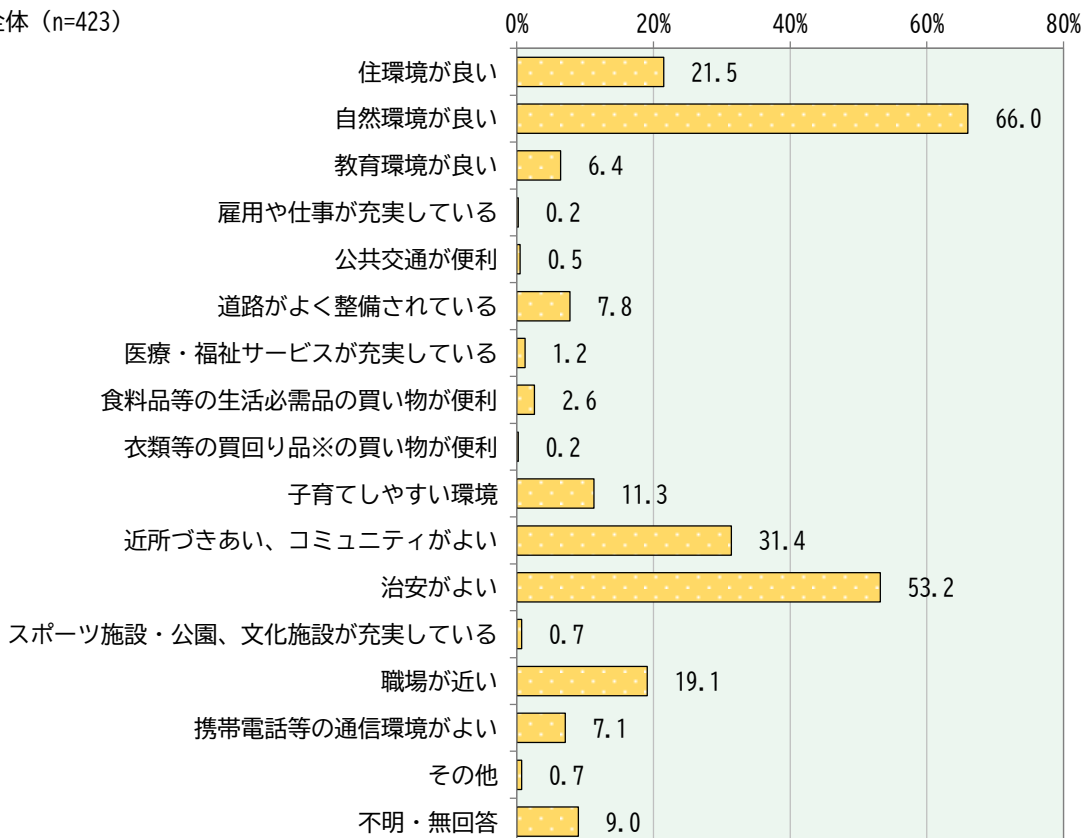
住みにくさを感じている点については、医療・福祉サービスが76.1%と最も多く、ついで公共交通、生活必需品の買い物が不便との結果となっています。

全体 (n=423)



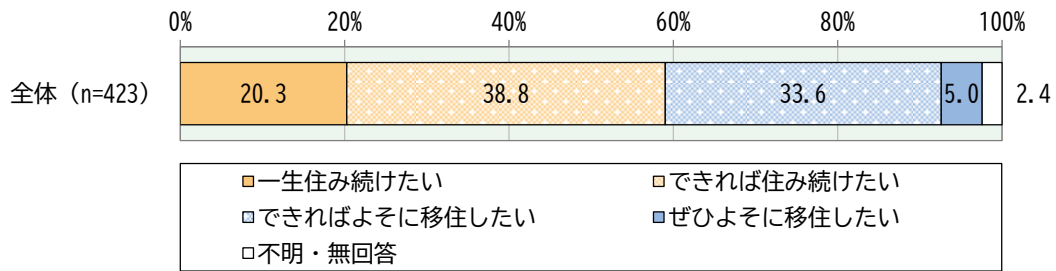
一方、住みやすい点は自然環境が良いが最も多く、ついで治安のよさ、コミュニティの良さの順となっています。

全体 (n=423)



③定住意向

定住意向については、「一生住み続けたい」「できれば住み続けたい」が59.1%に対し、「できればよそに移住したい」「ぜひよそに移住したい」が38.6%となっています。



		n	一生住み続けたい	できれば住み続けたい	できればよそに移住したい	ぜひよそに移住したい	不明・無回答
		%					
全体		423	20.3	38.8	33.6	5.0	2.4
性別	男性	180	23.3	36.7	32.2	5.6	2.2
	女性	228	18.9	40.4	33.8	4.8	2.2
年齢別	18歳～29歳	26	7.7	38.5	50.0	3.8	-
	30歳～39歳	35	2.9	48.6	40.0	8.6	-
	40歳～49歳	50	10.0	46.0	28.0	14.0	2.0
	50歳～59歳	95	13.7	42.1	36.8	5.3	2.1
	60歳～64歳	47	10.6	36.2	42.6	8.5	2.1
	65歳～69歳	77	27.3	39.0	32.5	-	1.3
	70歳～74歳	37	27.0	37.8	35.1	-	-
	75歳以上	53	54.7	22.6	13.2	1.9	7.5

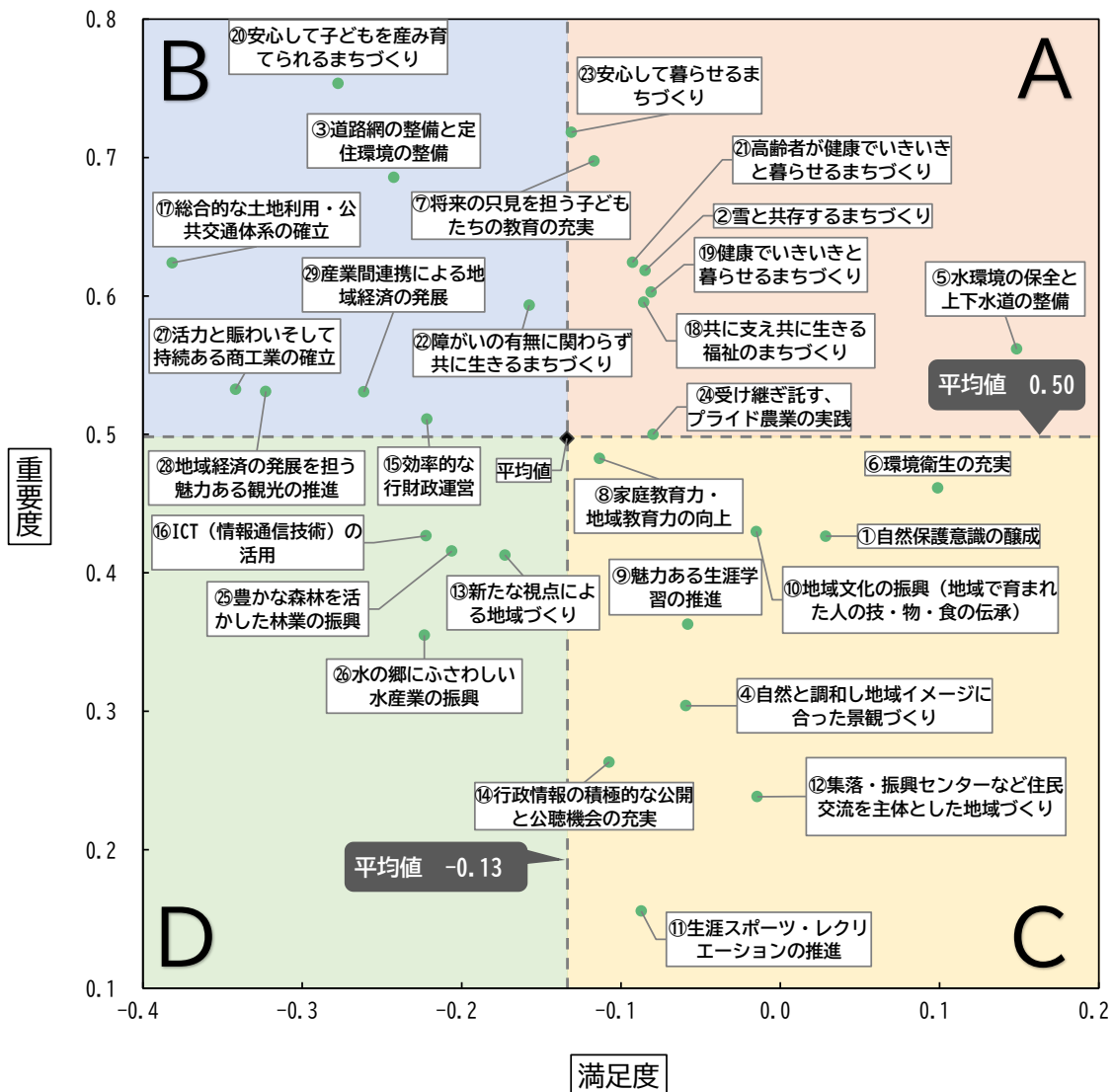
4 | 第七次只見町振興計画の評価検証

第七次只見町振興計画に定めた29の基本方針に対する「満足度」「重要度」について、町民アンケートにより評価を行いました。

各基本方針の「満足度」「重要度」について点数化し、散布図にサンプリングしました。「重要度」「満足度」の平均値の交点を基準として、4つのグループに分類した結果は次の通りです。

満足度が高いものは「⑤水環境の保全と上下水道の整備」、「⑥環境衛生の充実」、「①自然保護意識の醸成」となっており、満足度が低いものは「①⑦総合的な土地利用・公共交通体系の確立」、「②⑦活力と賑わいそして持続ある商工業の確立」、「③⑧地域経済の発展を担う魅力ある観光の推進」となりました。

A	重要度、満足度ともに平均値以上
B	重要度は平均値以上だが、満足度は平均値以下
C	重要度は平均値以下だが、満足度は平均値以上
D	重要度、満足度ともに平均値以下



基本構想

令和8(2026)年度～令和17(2035)年度

第1章 まちづくりの方向性

1 | まちづくりの基本的な考え方

只見町は昭和 54（1979）年に只見町民憲章を定め、5つの柱を生活目標としてまちづくりを推進してきました。

このまちづくりの精神のもと、この地で育まれた伝統的な生活文化を維持・承継することで、豊かで持続可能な地域社会の発展を目指すことを目的として平成 26（2014）年に只見ユネスコエコパークが誕生しました。

まちづくりは、これらの考え方を踏まえ、多様な立場（住民、団体、企業、行政など）が連携し、異なる視点や価値観のもとで多方面から意見を出し合いながら、実践的な取り組みを展開していくことが重要です。それぞれの立場で主体的にまちづくりを実践し、次世代へつないでいく自律と共創のまちづくりを目指します。

只見町民憲章

美しい山なみと豊かな流れ そして雪のふるさと

ここに生きる私たちは 先人の努力をたたえ

その忍耐と創造の 歴史を受け継ぎ

活気あふれる住みよい 町づくりをめざして

この憲章を定めます

一、ゆたかな緑ときれいな水をまもり 美しい町をつくりましょう

一、互いに助け合い親切をつくし 楽しい町をつくりましょう

一、産業をおこしみんなで働ける 豊かな町をつくりましょう

一、教養を深め心と体をきたえ 文化の町をつくりましょう

一、きまりを守り良い風習を育て 住みよい町をつくりましょう

第2章 基本理念と将来像

1 | まちづくりの理念

基本理念

つなぐ未来へ 人と、町と、自然とともに

～ ともに生き、ともに想い、ともに創る自然首都・只見 ～

第六次只見町振興計画に掲げた「ブナと生きるまち 雪と暮らすまち」の理念は、人と自然の共生を図りながら、地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会の維持・発展を目指すことを最終目標とするユネスコエコパークの考え方に見事に合致しており、第七次只見町振興計画の基本理念～ブナと生きるまち 雪と暮らすまち 心豊かに生きるまち 自然首都・只見の挑戦「人と自然の共生」～へと引き継がれてきました。

本計画では、これらの理念の本質である人と自然の共生による持続可能な地域社会の実現を継承し、～つなぐ未来へ 人と、町と、自然とともに 「ともに生き、ともに想い、ともに創る自然首都・只見」～の理念を掲げました。

この「つなぐ」というキーワードには、ユネスコエコパーク登録から10年、先人たちが受け繋いできた地域の特性を後世につないでいく「未来へつなぐ」、JR 只見線の全線運転再開を通して多くの関係者や国内外の只見線ファンとの縁を実感した「人と人をつなぐ」、また、JR 只見線や今後開通が予定されている国道289号八十里越開通を通して求められる会津と新潟のつなぐ玄関口としての「地域をつなぐ」といった思いが込められています。

これらの土台に、まちづくりを進める上での基本となる「共生」「共想」「共創」の3つを掲げ「ともに生き、ともに想い、ともに創る自然首都・只見」としました。

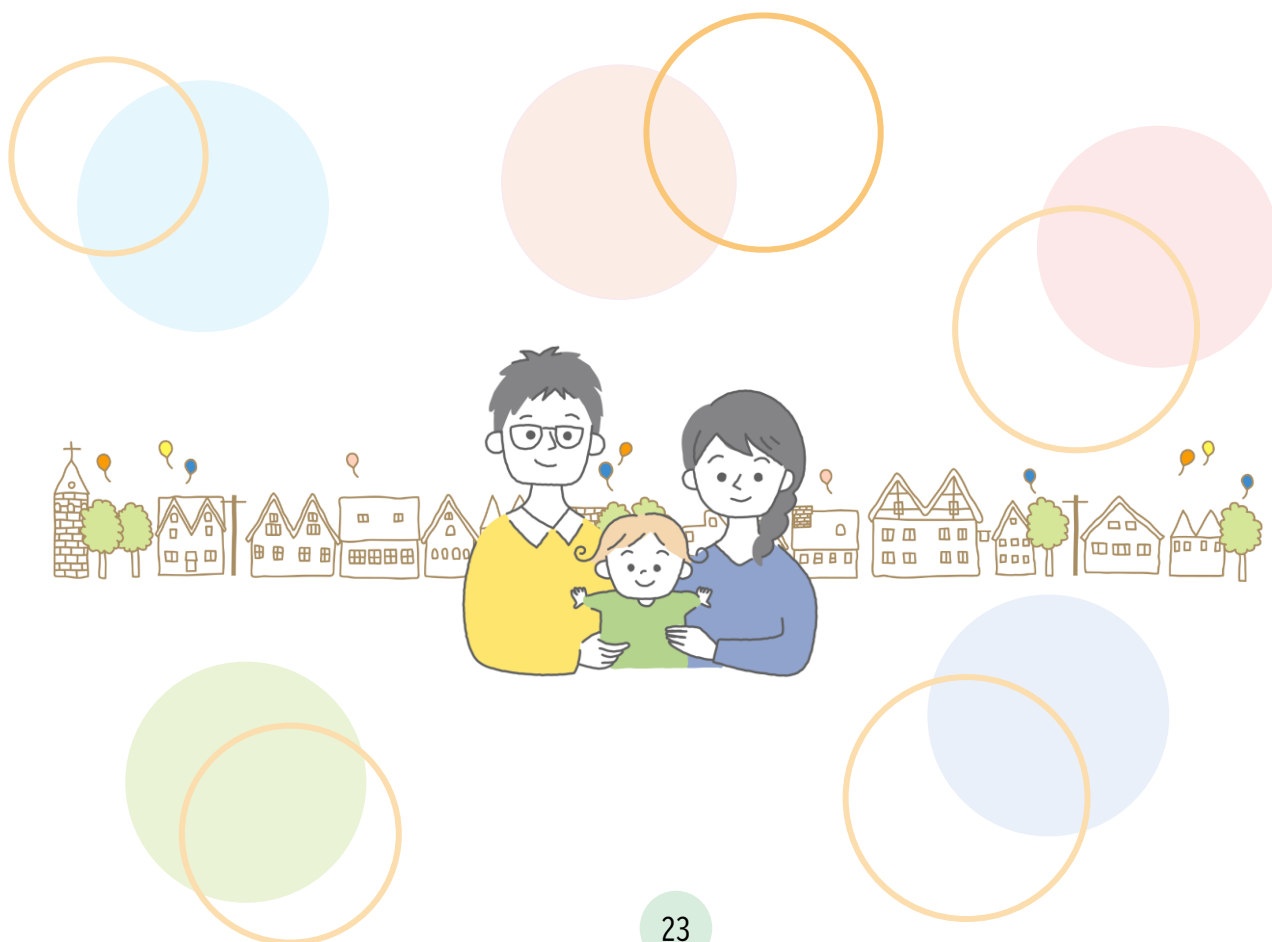
「ともに生き＝共生」は、前計画に掲げる人と自然の共生に限らず、文化、地域など多様な立場や価値観を理解し共有することを、「ともに想い＝共想」は、古くから培われてきた相互扶助意識や人と人、まちづくりへの想いを共有することを、「ともに創る＝共創」は、共生・共想を踏まえた上で、世代性別を問わず多様な人材や企業、団体・地域・行政がともにまちづくりを推進し、只見町を次世代へ確実に引き継いでいくことを目指しています。

将来像

誰もが心豊かに安心して 住み続けられるまち

本町は、豊かな自然環境の中で地域資源の恵みを受けながら、それを受け継ぎ、支え合い、暮らしや文化を育んできました。

少子高齢化や人口減少、ライフスタイルや価値観の多様化は、これまでの地域コミュニティの維持が難しい時代を迎えています。地に足をつけ、ひとつひとつの課題に向き合っていくことで「誰もが心豊かに安心して住み続けられるまち」を目指します。



第3章 将来像を実現するための基本目標

1 | 分野別の基本目標、基本施策の設定

まちづくりの将来像を実現するために、横断目標と5つの基本目標を設定して、実施すべき施策を分野別に整理しました。それぞれの目標や施策は相互に関連しながら、まちづくりの将来像実現に向けた取り組みを進めていきます。

基本目標

基本施策

横断. 未来へつなげるまちづくり

1. 地域を支え担っていく人財の育成・確保
2. デジタル技術を活用したまちづくりの推進

I. つながり協働し合うまちづくり
【地域振興・行財政】

1. 協働と交流による地域コミュニティの維持
2. 自然環境の利活用と保全
3. 積極的な情報共有と開かれた行政の推進
4. 効率的な行財政運営
5. 総合的な土地利用

II. 健康で共に支え合い
住み続けられるまちづくり
【医療・福祉・保健】

1. 健康づくりと医療の確保
2. 健やかに産み育てられる環境の充実
3. 高齢者福祉の充実
4. 障がい者（児）福祉の充実
5. 地域福祉の充実・強化

III. 産業の育成と賑わい・交流を
生み出すまちづくり
【農林・観光・商工】

1. 次世代に継承される農業の確立
2. 地域資源を活かした林業の確立
3. 水の郷にふさわしい水産業の振興
4. 商工業の維持、継業と賑わいの創出
5. 魅力ある観光の推進と交流の拡大

IV. 住みやすさを実感できる

まちづくり

【環境・生活基盤】

1. 環境衛生の充実
2. 安心して安全な暮らしづくり
3. 自然と調和した住環境の創出
4. 地域をつなぐ交通体系の整備
5. 雪との共生

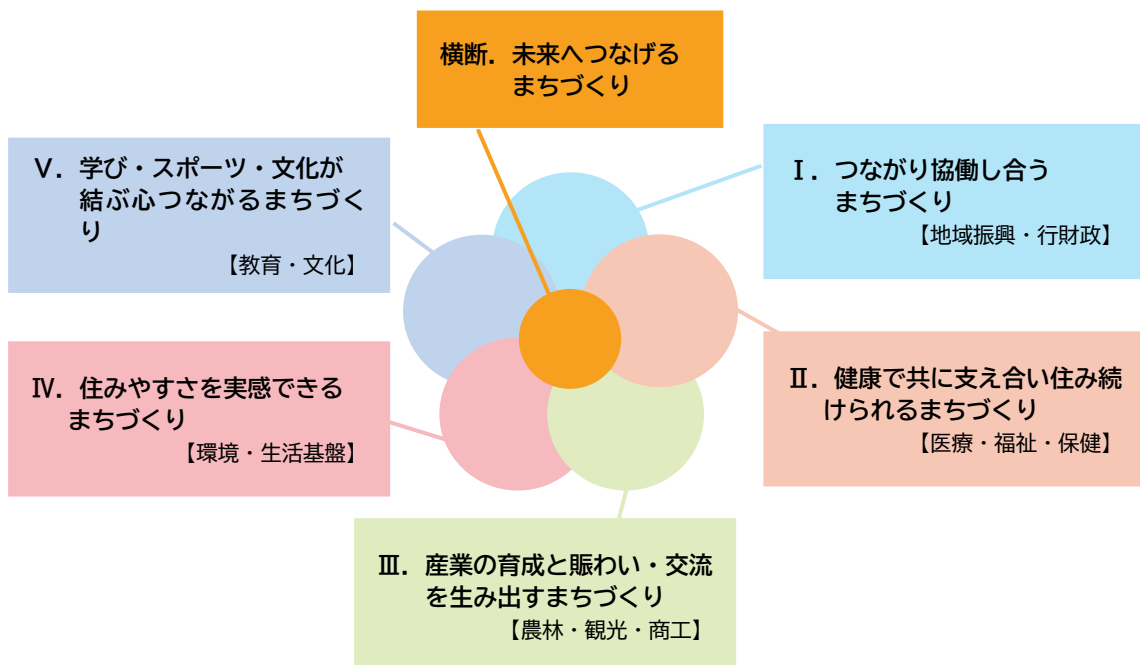
V. 学び・スポーツ・文化が結ぶ

心つながるまちづくり

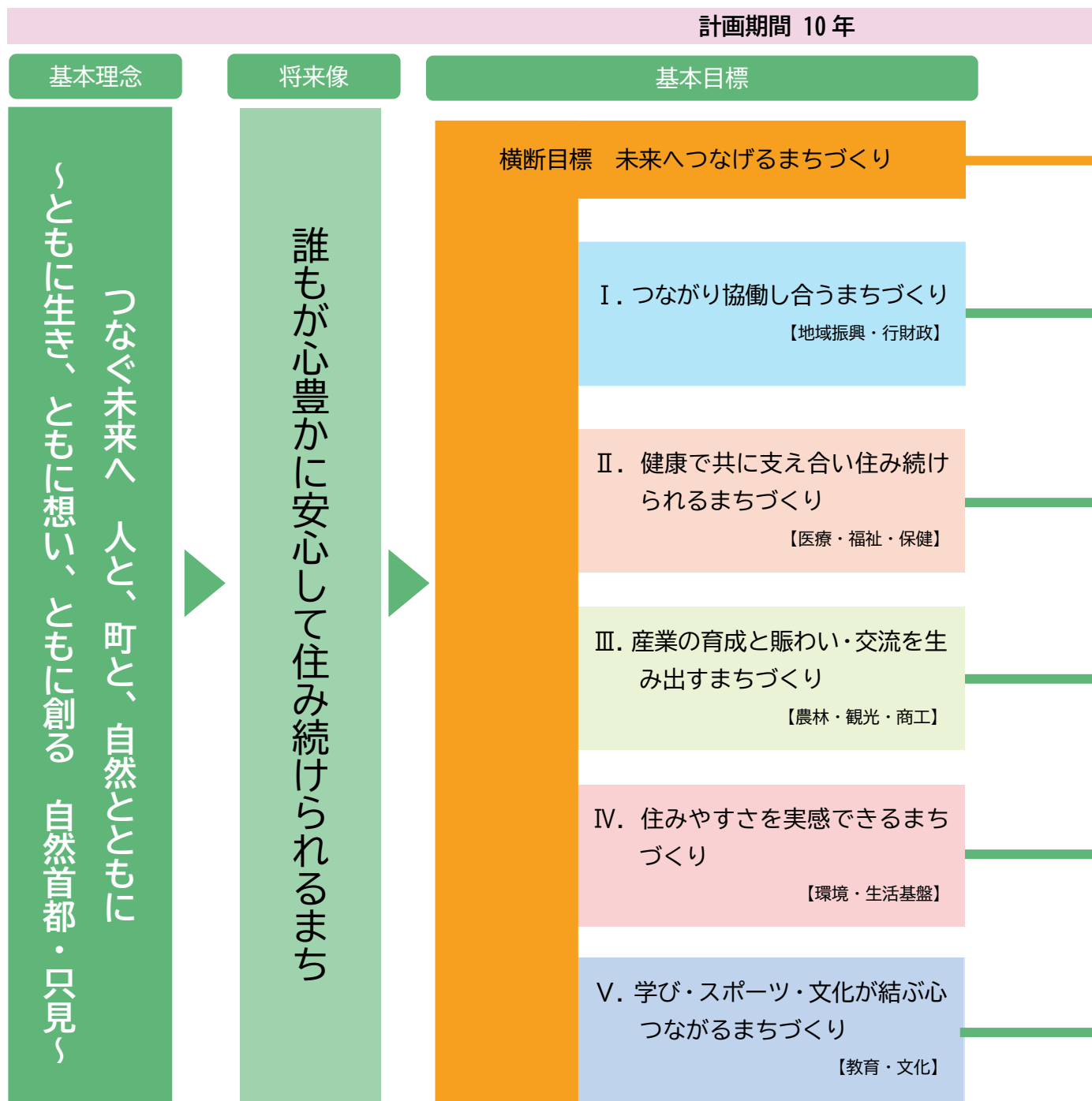
【教育・文化】

1. 子どもたちの教育の充実
2. 家庭と地域の教育力の向上
3. 心を豊かにする生涯学習の推進
4. 歴史、伝統文化の継承と活用

各目標が相互につながり関連しながら将来像への実現へ向けた取り組みを実施



2 | 計画の体系





前期基本計画

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

● 計画の見方

基本構想の「基本目標」に定めた「基本施策」名称を記載しています。

基本施策 1 地域を支え担っていく人財の育成・確保

現状と課題

- 総人口は減少し続けており、年齢人口比では年少人口比（14歳以下）および生産年齢人口比（15歳～64歳）ともに減少傾向にあります。一方、高齢化率（65歳以上）は増加傾向にあります。（2020年）の国勢調査では老年人口比が生産年齢人口比を大きく上回っています。
- ▲ 年少人口の減少は、出生数の減少が主な原因と考えられます。また、出生数の減少に伴い子育てへの不安を取り除く支援や制度設計が求められます。
- 町ではユネスコエコパーク登録を機に、町内を見学を中心としたESDに力を入れてきました。また、町議会を設置し、地域住民と協働して学校運営や愛着（シビックプライド）育んできました。また、大学進学のため町外へ流出しており、残る若年人口は減少傾向にあります。
- ▲ 高校生の政策提言では、「やりたい職業が町にはない」との意見もありました。全国的には、新型コロナウイルス感染症以降、生活様式の変化や働き方改革の機運が高まり、サテライトオフィスの設置やリモートワークが進みつつあります。本町においても、これらの推進により新たな職種の掘り起こしなど多様な雇用環境の創出が求められます。
- ▲ 国では地方創生2.0を掲げ、都市から地方への流れを生み出すための取り組みを展開しています。地域を支え、担っていく若い世代の定着やUターン・Iターンなどによる還流を積極的に支援するとともに、関係人口や交流人口・移住者等の増加を促すための環境づくりが求められます。

「基本施策」を達成するにあたっての只見町を取り巻く現状と課題を記載しています。

（●：現状、▲：課題）

必要に応じて現状や課題を補足する基礎データを記載しています。

取組方針

- 地域を支える人財の定着や還流を促し、持続可能なまちづくりを推進します。

「基本施策」を達成するにあたっての取組みの方針を記載しています。



ワーキングホリデー

具体施策と主な取り組み内容

(1) 人財の定着と還流を促す環境づくり

- ① 出逢いの場、気軽に集える場の創出と結婚支援
- ② 只見高校卒業生ネットワークや関係人口人材の創出
- ③ 若者・女性の活躍の場の創出
- ④ 青年団体の活動推進

(2) 関係人口等の外部人材の活用

- ① 地域おこし協力隊の活用
- ② 移住者や二地域居住者などの受け入れ体制の充実と交流の促進
- ③ 外部有識者や大学、企業との連携と活動拠点の充実
- ④ 外国人人材の活用と地域交流の促進

(3) 定住の基盤となる仕事をつくる

- ① ワーキングホリデーや特定地域づくり事業協同組合など多様な働き方の提供
- ② サテライトオフィスの誘致やテレワーク、リモートワークの導入
- ③ 新規企業の立地促進と地元就職の推進
- ④ 雇用機会の拡大促進（資格取得支援、高齢者や障がい者等、育児・介護との両立）

「現状と課題」を踏まえた上で、「基本施策」を達成するための手段として、町が計画期間内に推進していく「具体施策」と「主な取り組み内容」を記載しています。

「主な取り組み」は現時点で考えられる主なものを記載しており、具体的取り組みは実施計画等で推進していきます。

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
婚姻数（年間届出件数）	35件	45件
社会増減数（転入超過数）	▲12人	0人
地域おこし協力隊採用数	—	5人

施策の達成を計るため、指標の主なものを記載しています。なお、各指標には、現在の数値（「現状値」）と「目標値」を設定し、計画の進行管理を行っていくこととします。

該当する SDGs



施策を進めることで寄与する SDGs のゴールを示しています。

横断目標

未来へつなげるまちづくり

<基本施策>

1. 地域を支え担っていく人財の育成・確保
2. デジタル技術を活用したまちづくりの推進

基本施策1 地域を支え担っていく人財の育成・確保

現状と課題

- 総人口は減少し続けており、年齢人口比では年少人口比（14歳以下）および生産年齢人口比（15歳～64歳）ともに減少傾向にあります。一方、老年人口比（65歳以上）は増加しており、令和2（2020）年の国勢調査では老年人口比が生産年齢人口比を上回る結果となりました。
- ▲ 年少人口の減少は、出生数の減少が主な原因であり、特に15歳から49歳の女性人口が少ないことが考えられます。また、出生数の減少に伴い男女ともに未婚率が増加しており、結婚から出産、子育てへの不安を取り除く支援や制度設計が求められます。
- 町ではユネスコエコパーク登録を機に、町内すべての小中学校でユネスコスクールに加盟し、只見学を中心としたESDに力を入れてきました。また、只見高校を含むすべての学校で学校運営協議会を設置し、地域住民と協働して学校運営に取り組むとともに、探究活動を通して地域への誇りや愛着（シビックプライド）育んできました。しかし、高校卒業者の約70%が大学や専門学校等へ進学するため町外へ流出しており、残る約30%の就職者の多くも町外での就職を選択する状況となっています。
- ▲ 高校生の政策提言では、「やりたい職業が町にはない」との意見もありました。全国的には、新型コロナウイルス感染症以降、生活様式の変化や働き方改革の機運が高まり、サテライトオフィスの設置やリモートワークが進みつつあります。本町においても、これらの推進により新たな職種の掘り起こしなど多様な雇用環境の創出が求められます。
- ▲ 国では地方創生2.0を掲げ、都市から地方への流れを生み出すための取り組みを展開しています。地域を支え、担っていく若い世代の定着やUターン・Iターンなどによる還流を積極的に支援するとともに、関係人口や交流人口・移住者等の増加を促すための環境づくりが求められます。

取組方針

- 地域を支える人財の定着や還流を促し、持続可能なまちづくりを推進します。



ワーキングホリデー

具体施策と主な取り組み内容

(1) 人財の定着と還流を促す環境づくり

- ① 出逢いの場、気軽に集える場の創出と結婚支援
- ② 只見高校卒業生ネットワークや関係人口人材バンクなどの創設
- ③ 若者・女性の活躍の場の創出
- ④ 青年団体の活動推進

(2) 関係人口等の外部人材の活用

- ① 地域おこし協力隊の活用
- ② 移住者や二地域居住者などの受け入れ体制の充実と交流の促進
- ③ 外部有識者や大学、企業との連携と活動拠点の充実
- ④ 外国人人材の活用と地域交流の促進

(3) 定住の基盤となる仕事をつくる

- ① ワーキングホリデーや特定地域づくり事業協同組合など多様な働き方の提供
- ② サテライトオフィスの誘致やテレワーク、リモートワークの導入
- ③ 新規企業の立地促進と地元就職の推進
- ④ 雇用機会の拡大促進（資格取得支援、高齢者や障がい者等、育児・介護との両立）

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
婚姻数（年間届出件数）	35件	45件
社会増減数（転入超過数）	▲12人	0人
地域おこし協力隊採用数	—	5人

該当する SDGs



基本施策2 デジタル技術を活用したまちづくりの推進

現状と課題

- インターネットやスマートフォンが飛躍的に普及し、SNSの利用者が増加するなど、住民の日常生活や企業活動、行政サービスの中で、ICT（情報通信技術）と情報通信機器の進化・普及・多様化が進んでいます。
- 情報通信ネットワークの充実は、今後、日常生活の利便性の向上や行政情報の提供にとどまらず、災害時の迅速な情報伝達など、さまざまな場面で必要不可欠なものとなります。
- 国では人口減少や少子高齢化が進む中、持続可能な地域社会を形成するために、地域におけるデジタル・トランスフォーメーション（地域DX）の推進が重要とされています。具体的には、行政手続きのデジタル化や行政内部のデータ連携によって、行政サービスの効率化を図る「自治体DX」と、デジタル技術を活用して地域課題を解決する「地域社会DX」の両面での推進が図られています。
- ▲ 町においても人口減少や高齢化が急速に進んでいるため、デジタル技術を積極的に活用した行政サービスの効率化や地域および広域ネットワークの形成に取り組む必要があります。

取組方針

- デジタル技術の積極的な活用により、効果的で効率的なサービスの提供と、人、もの、地域、サービスをつなぐネットワーク整備を推進します。



具体施策と主な取り組み内容

(1) 誰もが利用できる環境の構築

- ① Wi-Fi スポットなどの情報通信基盤の整備
- ② スマホの使い方教室やサポート体制の充実
- ③ ICT 機器の利活用機会の推進

(2) 自治体 DX の推進

- ① 自治体サービスのデジタル化の推進
- ② デジタル人材の確保・育成

(3) 地域社会 DX の推進

- ① 農業や観光などの産業へのデジタル活用と企業の参画推進

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
Wi-Fi 設置箇所数 (増加数)	—	10箇所
ICT 関連講座等参加者数 (累計)	※参考 31人	200人

該当する SDGs





国際文化交流会

基本目標 I

つながり協働し合うまちづくり

(地域振興・行財政)

< 基本施策 >

1. 協働と交流による地域コミュニティの維持
2. 自然環境の利活用と保全
3. 積極的な情報共有と開かれた行政の推進
4. 効率的な行財政運営
5. 総合的な土地利用

基本施策1 協働と交流による地域コミュニティの維持

現状と課題

- 本町では3つの小学校区単位に設置した公民館を中心に、地域づくり委員会や自治振興会を組織し3地区それぞれが特色ある地域づくりを目指して様々な事業を展開してきました。
- ▲ 3地区が同様の内容の行事をそれぞれ開催することもあります。運営者の負担増や参加者の分散などの課題が生じていることから、イベントの整理・統合、合同開催などを含めた検討が必要です。
- 集落は、地域コミュニティの基礎となる単位であり、本町には27の集落が存在します。これらの集落は、共同作業や相互扶助を通じて地域資源の管理や歴史・文化の保存など、地域社会の維持発展に寄与してきました。しかし、近年の少子高齢化と人口減少により、高齢化率は令和6（2024）年4月現在で48.5%となり、5年間で2.0%も増加して50%目前となっています。また、人口も5年間で549人減少し、そのうち51.5%は15歳から64歳の生産年齢人口であり、共同作業などの担い手不足によって集落機能の低下が顕著となっています。
- 就業構造も変化しており、国勢調査によれば就業人口のうち第1次産業の割合が減少する一方で、第3次産業の割合は増加しています。そのため集落内の昼間人口が減少し、地域の見守り体制が弱体化していると考えられます。
- ▲ コミュニティの維持や日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難な集落が増えており、実情に応じた支援が必要となっています。

集落名	R01住民基本台帳（2019.4.1時点）					R06住民基本台帳（2024.4.1時点）					増減（R01→R06）			
	総人口	年少 0～14歳	生産年齢 15～64歳	老年 65歳～	高齢化率	総人口	年少 0～14歳	生産年齢 15～64歳	老年 65歳～	高齢化率	総人口	年少 0～14歳	生産年齢 15～64歳	老年 65歳～
	石伏	30	0	13	17	56.67%	23	0	13	10	43.48%	-7	0	0
只見	995	89	478	428	43.02%	870	76	410	384	44.14%	-125	-13	-68	-44
叶津	82	1	30	51	62.20%	64	3	18	43	67.19%	-18	2	-12	-8
八木沢	40	0	18	22	55.00%	31	0	10	21	67.74%	-9	0	-8	-1
蒲生	176	10	74	92	52.27%	144	10	54	80	55.56%	-32	0	-20	-12
寄岩	28	2	13	13	46.43%	24	2	9	13	54.17%	-4	0	-4	0
塩沢	49	2	17	30	61.22%	40	1	12	27	67.50%	-9	-1	-5	-3
十島	13	0	3	10	76.92%	13	0	3	10	76.92%	0	0	0	0
館ノ川	75	8	30	37	49.33%	65	7	28	30	46.15%	-10	-1	-2	-7
黒沢	35	0	20	15	42.86%	28	0	17	11	39.29%	-7	0	-3	-4
楢戸	100	2	41	57	57.00%	79	0	25	54	68.35%	-21	-2	-16	-3
小川	215	16	100	99	46.05%	200	14	79	107	53.50%	-15	-2	-21	8
下福井	169	18	83	68	40.24%	138	15	66	57	41.30%	-31	-3	-17	-11
上福井	140	15	72	53	37.86%	126	14	66	46	36.51%	-14	-1	-6	-7
黒谷	489	42	217	230	47.03%	430	27	202	201	46.74%	-59	-15	-15	-29
長浜	244	14	79	151	61.89%	238	12	74	152	63.87%	-6	-2	-5	1
荒島	30	1	15	14	46.67%	23	1	12	10	43.48%	-7	0	-3	-4
熊倉	75	8	32	35	46.67%	66	7	23	36	54.55%	-9	-1	-9	1
亀岡	62	6	25	31	50.00%	72	10	30	32	44.44%	10	4	5	1
深沢	17	0	7	10	58.82%	13	1	5	7	53.85%	-4	1	-2	-3
小林	335	45	149	141	42.09%	295	27	138	130	44.07%	-40	-18	-11	-11
梁取	180	29	79	72	40.00%	158	17	76	65	41.14%	-22	-12	-3	-7
塩ノ岐	83	5	36	42	50.60%	54	2	19	33	61.11%	-29	-3	-17	-9
二軒在家	91	12	39	40	43.96%	97	13	42	42	43.30%	6	1	3	2
大倉	290	32	141	117	40.34%	262	27	123	112	42.75%	-28	-5	-18	-5
坂田	132	11	59	62	46.97%	104	4	44	56	53.85%	-28	-7	-15	-6
布沢	128	7	55	66	51.56%	97	3	44	50	51.55%	-31	-4	-11	-16
合計	4,303	375	1,925	2,003	46.55%	3,754	293	1,642	1,819	48.45%	-549	-82	-283	-184

取組方針

- 3地区や各集落の個性を活かすとともに、それぞれの連携強化を図り、住民同士が互いに協働し合う環境を醸成し、住民交流を活性化します。

具体施策と主な取組み内容

(1) 地域運営組織等の育成

- ① 住民及び地域づくり委員会や自治振興会による情報共有や交流機会の場の創出
- ② 公民館や地域づくり委員会、自治振興会の活動を通じた地域人材の発掘と育成
- ③ 企業や小中学校と連携した地元愛の醸成

(2) 集落ネットワークの醸成

- ① 地区単位で組織されている各種団体間の交流推進と統合の検討
- ② 集落間の交流機会の創出

(3) 助け合いによる集落・地域づくりの推進

- ① 近隣集落との協働による集落機能の維持
- ② 集落伝統行事などの伝承活動、集落・地区を知る運動の推進
- ③ 集落維持及び集落交流のための交付金制度の充実
- ④ 買い物困難者への支援やサポート
- ⑤ 多世代や多様な人材が関わる交流機会の創出

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
集落間の連携による事業数	1事業	3事業

該当する SDG s



基本施策 2 自然環境の利活用と保全

現状と課題

- 平成 26 (2014) 年「只見ユネスコエコパーク」に登録されて以降、只見町ブナセンターを中心に「只見町の野生動植物を保護する条例」の制定など自然保護の推進を図るだけでなく、「ただみ・観察の森」の指定や「只見町公認自然ガイド」の育成など、自然の利活用を進めてきました。
- 地域においても、中学生の新聞紙エコバッグ作りや、農業における脱マイクロプラスチック肥料への取り組みなど、エコパーク登録を機に SDGs (持続可能な開発目標) の実現に向けた自主的な取り組みが展開されています。
- 現在、国際社会では生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」を目指す国際目標が掲げられています。町では、この取り組みに参画し、その実現を目指すため、只見ユネスコエコパーク登録 10 周年を迎えた令和 6 (2024) 年に、「只見町ネイチャーポジティブ宣言」を行いました。また、この宣言と合わせ、これまでの取り組みが評価され、令和 7 (2025) 年に日本自然保護協会が認証するネイチャーポジティブ認証自治体として全国で 2 番目に認められました。今後は、本町の取り組みに賛同する企業との連携強化が期待されます。
- ▲ 今後も自然環境と生物多様性の保護・保全に取り組むとともに、地域資源を持続可能な形で利活用し、只見地域の社会経済的な維持・発展を目指すことが求められます。

取組方針

- 先人たちが引き継いでくれた財産を後世に引き継ぐために、ネイチャーポジティブの実現とユネスコエコパークの理念に基づく自然環境の保護、保全、調査を実施し、持続可能な地域振興を目指します。



ネイチャーポジティブ自治体認証

具体施策と主な取組み内容

(1) 自然の持続可能な利活用

- ① 自然と触れ合う習慣の醸成
- ② ネイチャーポジティブ宣言の推進と企業との連携
- ③ 自然や只見町の暮らしを活かした特産品の開発と伝統的な技術の伝承
- ④ マイクロプラスチックを使わない自然にやさしい農業の推進や休耕田の有効利用
- ⑤ 観察の森の整備推進と公認自然ガイドの育成を通じた積極的な利活用
- ⑥ 自然環境を活用した新エネルギーの開発やデータセンター等企業誘致の推進
- ⑦ 只見ユネスコエコパーク推進条例（仮）の制定と推進

(2) 自然環境の保護・保全・調査

- ① 自然環境の基礎調査の実施
- ② 「自然首都・只見」学術調査事業の実施
- ③ 高層湿原・湖沼、巨樹・巨木、希少動植物の保護・保全
- ④ 生態系のモニタリングと外来種の侵入防止・駆除
- ⑤ 大規模開発と自然環境の保護・保全の両立
- ⑥ 学校と連携した環境教育の推進

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
ネイチャーポジティブ自治体認証による企業との連携数（累計）	0 団体	1 団体
公認自然ガイド数	19 人	20 人
特定外来生物オオハンゴンソウの駆除箇所数（累計）	0 箇所	2 箇所

該当する SDGs



基本施策3 積極的な情報共有と開かれた行政の推進

現状と課題

- 住民との情報共有を図るため、町政に関する情報を広報誌や公式ウェブサイトなどを通じて積極的に発信しており、これにより住民の町政への理解と参画を促進しています。また、集落座談会などを実施し、住民からのまちづくりに関する提案や意見を取り入れ、施策に反映できるよう努めてきました。
- 議会では、開かれた議会を目指して、インターネットによる映像配信や会議録の閲覧、住民に向けた議会報告会、議会だよりの充実など、議会活動に関する積極的な情報提供を行ってきました。
- 町民アンケートの結果では、町の情報入手手段で重要なものは、おしらせばんが 79.0%と最も高く、次いで広報ただみが 73.8%、広報無線が 49.4%となりました。ホームページや SNS は 23.4%となっており、特に 65 歳以上では 12.6%と低い結果となっています。
- ▲ ホームページや SNS は、素早く幅広い情報発信力を持ち、情報の収集や蓄積、多言語への対応など、効果的な面が多くあります。観光客や一時滞在者、二地域居住者、外国人など幅広いユーザーへの情報発信手段として、その内容の拡充が求められています。

取組方針

- 行財政の運営に関わる情報を分かりやすく公開するとともに、住民との情報共有を進め、住民ニーズを的確に捉える仕組みづくりに努めます。



町政報告会

具体施策と主な取組み内容

(1) 行政情報の積極的な公開と情報保証の確保

- ① 高齢者や障がい者、外国人などに配慮した伝達手段の確保
- ② オープンデータの充実と整理
- ③ わかりやすい内容での行政情報の積極的な公表と個人情報保護の徹底
- ④ 積極的な議会活動の公表

(2) 広報広聴機能の充実

- ① 行政と住民が意見を交わすことのできる場の充実
- ② 多様な媒体を通じたタイムリーな町の情報発信機能の充実
- ③ SNS の発信力の強化と SNS 活用者の増加を目指した取り組みの推進

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
町公式 SNS 年間投稿数	358件	400件

該当する SDGs



基本施策4 効率的な行財政運営

現状と課題

- 社会情勢の変化による多様化するニーズや複雑化する行政需要を的確に捉え、地域の実情に応じた施策を展開するための職員の人材育成や、業務の効率化による行政サービスの向上が求められています。
- 財政状況は、歳入において人口減少などの影響による町税等の減少が見込まれています。一方、歳出では投資的経費（事業実施にかかる経費）に比べ経常的経費（人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費、公債費等の固定的経費）の割合が増加します。結果、経常収支比率が80%を上回り財政の硬直化が進行しています。
- ▲ 持続可能な町政運営を行うため、限られた財源の中で先送りできない喫緊の課題に対して、真に必要な事業に財源を重点的に配分することが求められます。そのため、一層の行財政改革が必要となります。
- ▲ 老朽化していく公共施設を、将来の人口や財政状況などから総合的に評価し、判断して最適化することが求められています。
- ▲ 役場庁舎は、平成30（2018）年から一部を暫定的に移転し、駅前庁舎と町下庁舎に機能を分散しています。しかし、庁舎の点在化による住民サービスの利便性低下が指摘されており、改善が求められています。

財政力指数と経常収支比率の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
財政力指数※1	0.245	0.248	0.247	0.246	0.248	0.249	0.248	0.235	0.225	0.214
経常収支比率※2	75.2	73.5	74.2	78.0	81.4	80.8	82.5	79.3	84.0	86.2

※1 財政力指数 地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3年間の平均値です。この指数が高いほど、財源に余裕があることを意味します。

※2 経常収支比率 地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標で、人件費や扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税や地方交付税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを表します。この比率が低いほど、財政構造に余裕があり、新たな行政需要にも柔軟に対応できるとされています。一般的に70～80%程度が望ましいとされています。

取組方針

- 複雑多様化する行政需要に適切に対応できるよう、行政事務や組織体制の効率化を図るとともに、職員の人材育成に努め、効率的かつ効果的な行財政運営を行い、住民の利便性やサービス向上に努めます。
- 限られた財源の中、将来を見据えた効果的な財政計画を築き、公共施設のあり方に関する検討や新たな財源の確保に努めることで、健全な財政運営を行います。

具体施策と主な取り組み内容

(1) 住民ニーズに対応した行政サービスの向上と職員の人材育成

- ① ICT 技術を活用した効率的な行政サービスの推進
- ② 民間委託等の推進による行政サービスの充実
- ③ 専門職員の育成や各種研修会への参加を通じた職員の資質向上
- ④ 住民サービスの利便性向上を目的とした新庁舎建設など行政機能の集約化
- ⑤ 広域的課題への効率的な取り組みを実現するための広域連携の強化

(2) 健全な財政運営の推進

- ① ふるさと納税制度の積極的な活用と返礼品の充実
- ② 企業版ふるさと納税制度の推進
- ③ 町税や使用料等の収納率向上など財源の適正確保
- ④ 効率的な財政投資と新たな財源対策の実施

(3) 公共施設の最適化と利活用の推進

- ① 人口減少を見据えた公共施設の適正規模や配置の検討及び長寿命化の実施

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
ふるさと納税額	24,262,591 円	30,000,000 円
経常収支比率	86.0%	80.0%
公共施設の集約化及び解体等による施設減少数 (累計)	0 施設	5 施設

該当する SDGs



基本施策5 総合的な土地利用

現状と課題

- 本町の総面積は 747.56 km²で、その約9割が山林・原野に占められブナ、ミヤマナラなどの広葉樹林となっています。一部の地域は越後三山只見国定公園や奥会津森林生態系保護地域に指定されており、豊かな生態系と地域の自然資源を活用した人々の暮らしや文化が評価され、ユネスコエコパークに認定されました。
- ユネスコエコパークでは人間社会と自然環境の共生を実現するために、3つの土地利用区分（核心地域、緩衝地域、移行地域）を設定しています。
- 町を南北および東西に流れる只見川と伊南川は、多くの支流を集めながら流れており、流域に沿って27の集落が点在しています。
- ▲ 少子高齢化による人口減少や就業構造の変化に伴い、農地の集約化が進む一方で、農用地面積は減少傾向にあります。また、旧薪炭林（広葉樹二次林）やスギなどの針葉樹人工林の利活用がされず、里山林が放置されている状況です。宅地面積はほぼ横ばいで推移しているものの、空き家の増加により管理不全状態となり、景観や周辺へ悪影響を及ぼすケースも見られ対策が求められます。
- ▲ 地形・自然的に土地利用に制約が多い中ではありますが、人口減少や高齢化が進む地域において、土地利用区分の適正な配置と生活支援機能の集約化を通じて、すべての集落や住民が将来にわたって暮らし続けられる環境の確保が必要です。

取組方針

- 人間社会と自然環境の共生を実現し、豊かな町土を将来へ引き継いでいくため、地域の特性に合った有効な土地利用を進めます。

具体施策と主な取り組み内容

(1) 自然環境の保護・保全と持続可能な利活用

- ① 只見ユネスコエコパークの土地管理区分の適正運用

(2) 地域の均衡ある持続的な発展

- ① 地域の特性に合った土地のゾーニング

(3) 安全性の確保と土地利用の質的向上

- ① 森林保全による水源涵養機能の維持
- ② 治山、治水対策の拡充

(4) 土地の開発等に関する適正な指導調整

- ① 町開発指導要綱の適正運用



ユネスコエコパーク土地利用区分

該当する SDG s





朝日地区ちよボラ活動

基本目標Ⅱ

健康で共に支え合い 住み続けられるまちづくり

(医療・福祉・保健)

<基本施策>

1. 健康づくりと医療の確保
2. 健やかに産み育てられる環境の充実
3. 高齢者福祉の充実
4. 障がい者（児）福祉の充実
5. 地域福祉の充実・強化

※前期基本計画第3章基本目標Ⅱの1から5は、社会福祉法第107条に定める「地域福祉計画」を兼ねるものとします。

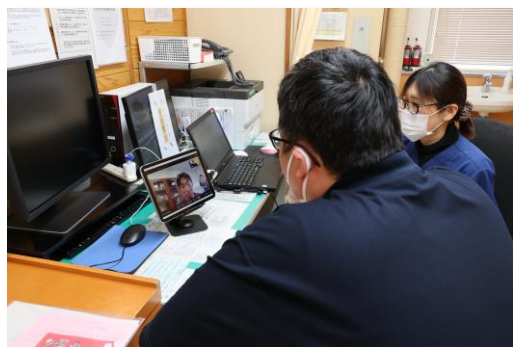
基本施策1 健康づくりと医療の確保

現状と課題

- 本町は、総合病院や専門医療機関までの距離が遠く、医療・保健分野での専門職の不足、冬季間の雪による交通網の脆弱など、他の地域との間に大きな格差があります。
- ▲ 医療技術の進歩や高齢化社会の進展に伴い、医療費の高騰は深刻な問題となっています。医療費の伸びは、国民健康保険税の増として直接保険者への負担増へつながるため、まずは健康を増進し、疾病の発症や重症化を防ぐための努力が求められています。
- 朝日診療所は町内唯一の診療機関として常勤医師3名体制を維持していましたが、令和6（2024）年9月から一時的に常勤医師が不在となる事態に陥りました。現在、常勤医師2名を確保していますが、入院受け入れは不可能な状態となっています。
- 町民アンケートでも、医療の確保・充実を求める声が最も多くあり、地域医療体制の維持は、安心して住み続けられるための重要な要因となっています。
- ▲ 全国的な医師不足の中、安定して診療所医師を確保することは極めて不透明ではありますが、引き続き医師の確保に努めなければなりません。その上で、診療所の位置づけと役割を明確化にし、提供できる医療を確保する必要があります。
- ▲ 国道289号八十里越えの開通を見据え、令和6（2024）年10月に新潟県三条市と同市の新潟県央基幹病院と医師養成への支援協力及び救急搬送体制の充実に向けた連携協定を締結しました。安心した医療体制を確保するためには、引き続き近隣自治体や医療機関と連携を図っていく必要があります。

取組方針

- 関係機関や地区組織との連携による住民主体の健康づくりを支援する環境整備や情報提供に積極的に取り組み、健康寿命の延伸を目指します。
- 関係機関と連携した医療人材確保に取り組み、安定的な医療体制の確保と朝日診療所の永続的な運営を図ります。



朝日診療所オンライン診療

具体施策と主な取組み内容

(1) 健康づくりの推進

- ① 疾病予防と健康的な生活習慣の推進
- ② 食育による健康づくりの推進
- ③ 心身の健康相談の充実
- ④ 感染症予防対策の充実
- ⑤ 保健師・理学療法士などの人材育成・確保
- ⑥ 健診事業の充実と受診率の向上
- ⑦ 保健師などによる効果的な健康相談や家庭訪問の実施

(2) 地域医療体制の充実

- ① 医療人材の確保
- ② 遠隔診療の整備と充実
- ③ 朝日診療所と二次・三次医療機関との連携強化
- ④ 在宅医療および訪問看護体制の充実

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
平均自立期間 (要介護2以上)	男 77.6歳	男 77.6歳
	女 84.5歳	女 84.5歳
特定健診受診率	56.2%	60.0%
オンライン診療受診者数の割合 (ひと月当たり)	0%	10%

該当する SDGs



基本施策2 健やかに産み育てられる環境の充実

現状と課題

- 町内の出生数はバラツキがあるものの、相対的に減少傾向にあります。令和5（2023）年は12名と、最も少ない出生数となりました。
- 人口千人対比の出生率は、全国及び福島県の比率よりも低い水準で推移しており、緩やかに減少しています。
- 会津地域で出産可能な医療機関は会津若松市内の2箇所のみとなっており、距離も遠いため、出産への不安を助長する要因となっています。
- ▲ 町民アンケートの結果では、30歳以上のすべての年代で今後子どもを持つことに消極的な傾向が見られました。子どもを産み育てたいと思える取り組みとしては、医療環境の充実、経済的支援、労働環境の整備、保育サービスの充実などが求められています。
- 本町では、全国と比較して女性就業率が高く、増加傾向にあります。また、共働き家庭の増加や働き方の多様化により、延長保育や学童クラブなどの需要も増加しています。
- ▲ 地域や社会が寄り添い、結婚、妊娠、出産、子育てを切れ目なく支えていく必要があります。

出生数

	H22	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
只見町	28	15	22	28	19	17	25	16	20	12

出生率（人口千対）

	H22	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
只見町	5.7	3.4	4.8	6.3	4.3	3.9	6.2	3.9	5.0	3.1
福島県	8.0	7.5	7.3	7.1	6.8	6.3	6.2	5.9	5.5	5.2
全国	8.5	8.0	7.5	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3	6.0

取組方針

- 子ども一人ひとりの成長や家庭の状況に応じた切れ目のない支援を提供し、すべての家庭が安心して子育てできる環境を整えます。
- 只見町で「産みたい・育てたい」と思ってもらえるようなサポート体制を構築し、子ども、家庭、地域が子育てを通じて喜びや幸せを実感できるまちづくりを目指します。

具体施策と主な取組み内容

(1) 妊娠・出産を支えていく環境づくり

- ① 特定不妊治療に対する助成や妊婦検診等に係る交通費補助、出産祝い金などの経済的支援
- ② 産前・産後の母親の心身ケアや育児相談および支援体制の充実
- ③ 乳児や母親に対する健診の推進や医療補助などの支援の充実
- ④ 子育て支援ネットワークの構築の推進や子育て支援サービスの充実

(2) 地域で支え健やかな成長を育む環境づくり

- ① 保育サービスの充実と幼児教育の推進
- ② 天候に影響されない遊びや交流ができる場所の確保と定期点検等による安全確保
- ③ 通学路などの安全確保の推進
- ④ 地域と連携した食の学習機会の充実

(3) 多様な家庭環境に対応できる環境づくり

- ① 障がいのある児童やその家庭への支援の充実
- ② 多文化に対応した子どもと家庭への支援の強化
- ③ 児童虐待の発生予防と早期発見に向けた関係機関との連携強化
- ④ ひとり親家庭などの相談体制の充実と自立支援

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
こども家庭センターの設置	0箇所	1箇所
乳幼児健診受診率 (1歳6カ月、3歳6カ月)	100%	100%
出生率	(R5) 3.1%	3.1%

該当する SDGs



基本施策3 高齢者福祉の充実

現状と課題

- 本町の高齢者（65歳以上）人口は、平成17（2015）年の2,095人をピークに、やや減少傾向にあります。
- 高齢化率は、令和2（2020）年には47.2%と福島県の平均31.7%を大きく上回っており、14歳～64歳の生産年齢人口比率を上回り、最も多い人口区分となっています。社人研の推計では、今後も高齢者比率は増加し、50%を超えるとされています。
- 高齢者世帯は、総世帯数の減少により減少傾向にありますが、割合としては増加傾向です。高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯の割合はともに福島県平均を大きく上回っています。
- 介護認定者数は減少傾向で推移すると予測されていますが、認定率は緩やかな増加傾向となる見込みです。
- ▲ 町では、高齢者福祉計画および介護保険事業計画に基づき、介護予防や地域参加、日常生活の支援などの各種事業に取り組んでいます。高齢者が抱える不安や課題は複雑化・多様化しており、高齢者本人だけでなく周囲の環境についても配慮した対応が必要となっています。
- ▲ 要介護者を支える介護職人材は大きく不足しており、その確保が求められています。地域全体で支え合いながら、高齢者の日常生活を支援する体制を構築していく必要があります。

取組方針

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活環境の整備と各種生活支援サービスの充実に努めるとともに、社会参加や生きがいの促進を図り、生涯現役を目指す環境づくりを推進します。
- 生活習慣病の予防に取り組み、寝たきりなどの介護状態になることを防ぐことで、健康寿命の延伸を目指します。



集落サロン

具体施策と主な取組み内容

(1) 介護予防と生きがいづくりの推進

- ① 集落サロン支援事業の充実
- ② 健康相談や健康診断などの各種高齢者保健サービスの充実
- ③ 食生活改善事業および生活習慣改善事業の展開
- ④ 老人クラブ活動の育成と支援
- ⑤ シルバー人材センターを通じた就労機会の整備

(2) 在宅生活支援の充実

- ① 緊急通報システムの整備や除雪支援保険事業などの充実
- ② 買い物や移動などの日常生活支援事業の整備
- ③ 地域全体での支え合いや見守り体制の環境整備と意識の醸成

(3) 持続可能な福祉環境の確保

- ① 介護サービス基盤の計画的な整備
- ② 介護人材の確保・育成

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
集落サロン数	19箇所	19箇所
シルバー人材センター登録者数の増	37人	40人
介護予防事業参加者数(延べ人数)	314人	350人

該当する SDGs



基本施策4 障がい者（児）福祉の充実

現状と課題

- 本町の身体障がい者等手帳所持者数は減少傾向にありますが、人口割合としては約1割程度で横ばいに推移している状況です。
- 区分としては身体が80%以上を占めていますが、所持者の9割が65歳以上ということもあり、所持数は減少傾向にあります。療育や精神については所持数が横ばいであることから、療育や精神の割合が増加しています。
- 本町では、平成25（2013）年度から地域活動支援センターを開設し、障がいの種類にかかわらず日中活動の場を提供していますが、一般就労への移行は困難な状況となっています。
- ▲ 障がいのある方が地域で自立した生活を営むためには、就労や活動の場の確保だけでなく、相談支援体制の充実と強化が必要です。
- ▲ また、障がいに対する正しい知識や日常的なふれあいを通じた相互理解のもと、地域全体で支援していく体制の構築や環境の整備が必要です。

取組方針

- 障がい者（児）が地域内で安心して自立した生活を送れるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、在宅、施設サービス、学校教育の充実や雇用、就業など社会活動への参加促進を図ります。

具体施策と主な取組み内容

(1) 障がい者（児）福祉の充実

- ① 障がいに対する正しい知識の普及と相互理解の促進
- ② 特性を踏まえた教育支援や専門的な療育の場の確保
- ③ 安全な外出を支えるためのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入
- ④ 福祉サービスや行政情報の情報バリアフリーの推進
- ⑤ 障がい者（児）やその家族のための相談体制の充実
- ⑥ 障がいの早期発見・早期治療の充実および支援

(2) 社会参加及び就労支援

- ① 関係機関と連携した職業能力の向上や雇用に向けた支援
- ② 障がい者（児）が参加しやすいイベント等の開催を通じた地域交流の促進

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
地域活動支援センターじねんとの利用者数(月平均利用者数)	135人	150人
相談支援事業所数	3事業所	3事業所

該当する SDGs



基本施策5 地域福祉の充実・強化

現状と課題

- 少子高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化、価値観の多様化などを背景に、以前は家族や近隣で行われていた互助の精神が失われつつあり、複雑化・複合化した事情を抱える住民が増加しています。
- 民生児童委員は地域住民の相談役や福祉行政とのパイプ役として、地域の人と人のつながりを大切にしながら地域福祉活動に取り組んでいます。また住民の自主的な保健福祉活動によって、高齢者が集うサロンの運営なども活発に行われています。
- 認知症や知的障がい、その他の精神的障がいがあるために、自分らしい生活を送る上で大切なことを決め、主張し、実現することが難しい方に対する「権利擁護」や「意思決定」を支援する体制が必要であることから、令和7（2025）年度から只見町成年後見センターを開所しました。
- ▲ 医療・福祉・介護の人材の確保が課題となる中、高齢者人口も減少しており、既存の介護サービス等の維持が困難になることが予想されています。人口減少に応じたサービスの統合や施設の適正配置なども検討していく必要があります。限りある人材を有効に活用し、効率的なサービスの提供が求められています。
- ▲ 今後も、地域福祉の担い手の確保・育成が求められるとともに、住民同士の助け合い活動を促進し、住民や福祉目的の事業者、各種団体、行政などが協働して地域の支え合い体制を整備していくことが重要です。

取組方針

- 住民が健やかで安心した暮らしを送るために、地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、住民や福祉目的事業者、各種団体、行政など地域全体で連携した支援体制を構築し、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる地域の福祉力向上を目指します。



福祉の里全景

具体施策と主な取組み内容

(1) 地域包括ケアシステムの充実

- ① 地域包括支援センターの強化
- ② 地域における保健、医療、福祉の関係機関との連携強化
- ③ 孤独や孤立を防ぐための相談窓口の充実
- ④ 対象者ごとの支援の枠を超えた重層的支援の推進
- ⑤ 効率的な福祉・介護サービスの提供

(2) 地域福祉の推進

- ① 福祉人材の養成と専門性の向上
- ② 福祉意識の啓発
- ③ 住民等の意識向上と主体的参加の促進
- ④ 成年後見センターの充実

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
認知症サポーター養成講座の実施回数	3回	4回
サービス提供事業所数	8事業所	7事業所

該当する SDGs





保育所地域交流（芋ほり体験）

基本目標Ⅲ

産業の育成と賑わい・交流を 生み出すまちづくり

(農林・観光・商工)

<基本施策>

1. 次世代に継承される農業の確立
2. 地域資源を活かした林業の確立
3. 水の郷にふさわしい水産業の振興
4. 商工業の維持、継業と賑わいの創出
5. 魅力ある観光の推進と交流の拡大

基本施策1 次世代へ継承される農業の確立

現状と課題

- 町の耕地面積は、農地の集約などにより微減傾向にあり、令和5（2023）年度現在は584haです。そのうち、約85%が田となっています。
- 農業産出額は、令和5（2023）年度の推計で9億2千万円となっており、うち約43%が米、約30%がトマトをはじめとする野菜、約12%が花卉という結果です。
- 1haあたりの農業産出額では、米が82.3万円に対し、野菜は325.5万円と約4倍となっており、トマトなどの園芸作物は収益化に向いている一方で、耕地面積としては少ないため、農地の保全には水稻を守ることが重要であると言えます。
- 人口減少や就業構造の変化に伴い、総農家戸数および総戸数における農家の割合はともに減少しています。家族経営体が減少する中、法人を含む組織経営体は横ばい傾向にあり、集約化による農地の担い手や雇用の受け皿として重要な役割を担っています。
- ▲ 過疎や高齢化に伴う後継者不足による生産力の低下や遊休農地の増加が顕著となっており、担い手の確保や生産性、所得の向上が急務となっています。
- ▲ 有害鳥獣による農地への被害を防止するため、地域ぐるみの取り組みが必要です。

取組方針

- 生産基盤となる農地を守り、将来にわたり農業が受け継がれるための担い手の育成・確保と生産活動の支援を行います。
- 地域や農家の農地保全や営農ビジョンの構築を支援し、そのビジョンに則った支援の充実を図ります。

具体施策と主な取組み内容

（1）農業の公益的機能の維持

- ① 農地保全や観光資源の活用など公益的かつ多面的な機能を発揮のための支援策の実施
- ② 地域計画に基づく農地の永続的な保全に向けた地域組織の設立
- ③ 農家の営農ビジョンを構築し、農家の所得向上の支援と推進
- ④ 農地の公益機能維持のために必要な機械の導入支援

（2）農業の担い手の育成・確保

- ① 認定農業者や集落営農を行う地域農業リーダーの確保
- ② 新規就農者や農業後継者の確保・育成に向けた支援制度の充実
- ③ スキマバイトサービスやワーケーションなどの活用による短期人材の確保
- ④ 新規参入農家の円滑な就農研修のための拠点の整備
- ⑤ 多様な人材や企業の農業参入支援

(3) 地域資源を活かした農業の付加価値の向上

- ① 農産品のブランド形成に向けた品質・知名度向上対策
- ② 認証制度の取得支援
- ③ 再生可能エネルギーの活用

(4) 効率的な農業の推進

- ① 資源の循環利用と環境保全型農業の推進
- ② 地域計画を基にした守るべき農地の選択と確実な利活用の推進
- ③ 担い手ごとの農地の団地化・集約化
- ④ ロボットやAI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業の推進
- ⑤ 研究機関との連携による新たな栽培技術や品種改良の知見共有
- ⑥ 地域の生産拠点となる農業用施設の設置
- ⑦ 土地改良事業等によるほ場整備の推進
- ⑧ ただみ南地区中山間地域農業農村総合整備事業の推進

(5) 農業所得の向上と経営の安定

- ① 6次産業化の確立による冬季の仕事創出と雇用の安定化
- ② 新たな販売ルートや販売拠点の確立
- ③ 有害鳥獣対策
- ④ 畜産経営の特性を活用した農地の保全と経営の安定化

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
地域計画の担い手への農地集積率	59%	66%
新規就農者数 (累計)	0件	2件
新規農業法人・農業組織の設立数 (累計)	0件	1件
遊休農地の解消	67.7ha	54.2ha
鳥獣による農作物の被害面積の減少	1.24ha	1.00ha
重点振興作物の面積の維持・向上	27.2ha	41.8ha

該当するSDGs



基本施策2 地域資源を活かした林業の確立

現状と課題

- 只見ユネスコエコパークの目標の一つは「持続可能な環境・資源の利用と地域の社会経済の発展」です。しかし、豊かな森林資源を活かした林業と地域の振興の取り組みは必ずしも進んでいません。
- 平成 27（2015）年に「只見ユネスコエコパーク管理運営計画」を策定しました。この計画では、「林業については、森林の多面的機能の発揮のための森林整備と針葉樹人工林の資源的育成と未利用資源の活用を図ること」、また「木質エネルギーを活用し、地域的な低炭素社会の実現に努めること」を掲げています。
- 町土の約 94%を占める広大な森林面積を有していますが、そのうち約 70%が国有林であり、民有林が占める割合は約 30%と極めて低くなっています。急峻な地形や多雪といった自然条件により、造林に適した林地は少なく、民有林に占める人工林面積は 10.9%と低く、大部分はブナやコナラなどの広葉樹林が占めています。
- ▲ 保有山林面積が小規模な森林所有者が 78%を占めており、国土調査が未実施のため、森林所有者とその所在地が確定できていないことも、森林整備を進める上で大きな課題となっています。
- 林業事業体は町内に数者であり、町内の製材業者は令和 6 年度までにすべて廃業となるなど、林業に関わる担い手の確保は厳しい状況となっています。
- 森林育成の推進と森林の公益的機能の向上は重要な課題であるため、令和 6（2024）年に只見町薪ステーションを開所しました。この施設では、森林育成の過程で生じる間伐材を熱エネルギーとして地産地消で活用し、地域内の経済循環を促進するとともに、低炭素社会の実現を目指しています。
- ▲ 山菜などの特用林産物については、福島第一原子力発電所事故の影響により、一部出荷制限があり、早期解除が望まれます。

取組方針

- 豊かな地域資源を次世代に引き継ぐため、持続可能な林業振興を目指します。

具体施策と主な取組み内容

(1) 森林整備の推進と木質資源の活用

- ① 薪エネルギー利活用事業の推進
- ② 町産材の公共施設等への活用の推進（循環モデルの確立）
- ③ スギ人工林の広葉樹林への誘導（生物多様性の保全、スギ花粉の抑制）
- ④ 林道の整備・保全

(2) 特用林産物の活用

- ① 定期的な放射性物質のモニタリング
- ② 林産物のブランド化や特産品の開発と流通販売経路の確立
- ③ 観光山菜園の整備

(3) 林業の担い手の育成

- ① 森林組合の育成強化
- ② 新規就業者の確保と地域における担い手（後継者）の育成支援

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
森林経営計画の策定（累計）	2件	7件
公共施設の町産材活用（累計）	0件	3件
薪ストーブ補助利用者（累計）	0人	15人
薪の利用量（薪ステーション取扱量）	0m ³ /年	800m ³ /年

該当する SDGs



基本施策3 水の郷にふさわしい水産業の振興

現状と課題

- 多雪や奥深い森林による豊富な水資源を活かし、イワナの養殖やアユの放流が行われています。これにより、産業面と観光での地域振興が図られています。
- ▲ 河川改良工事に伴い、魚類や水棲生物が住みにくい環境となっていることや、カワウやサギなどの有害鳥による捕食が原因で個体数の減少が危惧されており、対応が求められます。

取組方針

- 資源を活かし、魚族の保護と多様な活用を図りながら水産業の振興を推進します。

具体施策と主な取組み内容

(1) 内水面漁業の振興

- ① 有害鳥獣や外来魚対策の実施
- ② 町内水系の資源調査
- ③ 観光産業としての水産業の振興
- ④ 水産関係組織の経営ビジョンに基づく漁業組織への振興支援

(2) 生産基盤の整備

- ① 産業界連携による加工・流通ルートの確立
- ② 水産施設の長寿命化

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
遊漁者数 (遊漁券取り扱い件数)	996件/年	1,200件/年

該当する SDGs





圃場整備



薪ボイラー施設



川遊びの様子

基本施策4 商工業の維持、継業と賑わいの創出

現状と課題

- 商工業における事業所数は大きく減少していますが、その要因は卸小売業の減少が大きく、建設業や製造業については微減から横ばいで推移しています。
- 従業員数は、どの業種においても減少していますが、卸小売業と建設業の減少率が同程度であることから、事業所数と比較すると、建設業における事業所当たりの従業員数が大きく減少している状況です。
- 本町は広い面積に集落が点在しているため、商業集積地はできにくい環境です。小学校区単位で商業圏を形成し、それぞれの地域の消費を賄ってきましたが、家族従業員による小規模店が多く、物流サービスの変化に伴い、小規模な店舗ほど商品の確保が難しい状況となっています。また、設備投資への負担や後継者の問題などから廃業が相次ぎ、地域内消費が困難な地域も発生しています。
- 町内店舗は住居兼店舗が多いため、居抜きでの活用が難しく、事業承継や空き店舗の活用が進まない原因の一つとなっています。
- ▲ 住民生活の維持のために、地元商店の役割は重要です。事業継続や事業承継への支援、企業誘致、公施設の活用など、様々な対応が求められています。
- ▲ また、高齢化により運転免許を返納する人が増加しており、町内の移動が困難になった買い物弱者への対応サービスの充実が求められます。

取組方針

- 少子高齢化に対応した地域内消費の維持と、経営基盤強化による事業承継の推進を図ります。
- 就労機会拡大のための産業育成と企業誘致の推進を図ります。

具体施策と主な取り組み内容

(1) 地域に根差す商業の展開

- ① 買い物弱者に対応した移動販売などの実践
- ② 地域内経済循環の誘導
- ③ 官民協働による商業環境の創出
- ④ 商工会と連携した的確な指導と商業振興
- ⑤ 創業を支援するための支援制度の充実やチャレンジショップの展開
- ⑥ 只見駅前を中心とした商業環境の創出

(2) 工業基盤の整備

- ① 制度資金を活用した経営安定化支援
- ② 技術力の向上や人材確保のための各種支援制度の充実
- ③ 企業誘致のための魅力的な支援制度の充実

(3) 既存企業の育成・支援

- ① 融資制度や町の補助制度を活用した設備の近代化と経営体質の強化
- ② 労働力の確保に向けた取り組みの推進と後継者の育成
- ③ 地場産品の開発、研究、製品化に向けた支援
- ④ 起業・創業や事業拡大、新分野の開拓のための支援
- ⑤ 雇用確保のための優遇措置の充実
- ⑥ 企業間連携強化およびDX支援による経営基盤の強化
- ⑦ スムーズな事業承継の支援
- ⑧ 働き方改革に取り組む事業者への支援

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
事業所数 (商工会調べ)	223事業所	223事業所
新規創業者数 (商工会調べ)	(R7) 1件	累計 5件
事業承継数 (商工会調べ)	(R7) 1件	累計 10件

該当するSDGs



基本施策5 魅力ある観光の推進と交流の拡大

現状と課題

- ユネスコエコパークに代表される豊かな自然環境と、令和4（2022）年に全線運転再開となった JR 只見線が注目されており、様々な観光施策を展開してきました。
- 町内の観光入れ込み客数は、新型コロナウイルス感染症が発生する前には 25 万人を超えていました。しかし、新型コロナウイルス感染症の発生時には約 50%にまで落ち込みました。現在は、JR 只見線が全線運転を再開した効果もあり、約 80%程度まで回復しています。
- 少子化や若者の流出によって人口減少が進む中、観光による交流人口拡大や地域との関わりを持った関係人口の増加は、地域の活力につながるものと期待されています。
- JR 只見線を呼び水に、只見線沿線のインバウンドが増加していますが、ダイヤの関係で町内の外国人観光客は伸び悩んでいます。
- ▲ 観光客に対して、飲食店や宿泊施設、町内移動に関する二次交通が不足しており、着地型観光振興の課題となっています。
- ▲ 国道 289 号八十里越の開通により新たな人の流れが期待されることから、広域観光施策の展開が必要になります。一方、只見町が単なる通過点とならないように、滞在や体験を促す魅力的な観光コンテンツの創出が求められます。

取組方針

- 地域資源や魅力を最大限に活かした観光地域づくりや、多様化する観光ニーズへの対応を図り、交流人口と関係人口の増加を目指します。
- 国道 289 号八十里越の開通による広域観光の展開を図ります。



JR 只見線

具体施策と主な取組み内容

(1) 魅力ある観光地づくり

- ① 地域マネジメント組織（観光DMOなど）の立ち上げ
- ② 只見の自然を活かしたアウトドア観光の充実
- ③ 観光二次交通の充実と滞在時間延伸のための周遊ルートの造成
- ④ インバウンドに対応した環境づくり
- ⑤ 観光客の利便性向上のためのキャッシュレス化の推進
- ⑥ 関係人口拡大のためのアプリなどの活用
- ⑦ 民泊や簡易宿所などの宿泊環境の整備

(2) 誘客促進

- ① 多様なツールを用いた誘客宣伝の充実と受け入れ体制の整備
- ② 広域市町村での連携強化

(3) 交流都市、近隣市町村、諸団体との交流

- ① 八十里越の開通を見据えた越後南会津街道観光地域づくり懇談会による交流の推進
- ② ふるさと交流都市千葉県柏市、栃木県那須町との都市交流の推進
- ③ 只見線沿線町村、奥会津五町村振興協議会、電源流域振興協議会等の構成市町村との連携
- ④ 新たな地域団体との交流

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
観光入込客数	201,693人	280,000人
JR只見駅乗車人数（年間）	13,146人	20,000人

該当するSDGs





産業の承継

基本目標Ⅳ

住みやすさを実感できる まちづくり

(環境・生活基盤)

<基本施策>

1. 環境衛生の充実
2. 安心で安全な暮らしづくり
3. 自然と調和した住環境の創出
4. 地域をつなぐ交通体系の整備
5. 雪との共生

基本施策 1 環境衛生の充実

現状と課題

- 人口の減少に伴い、ごみ排出量の総量は減少していますが、1人1日当たりの排出量は微増傾向にあり、近年では福島県平均を上回る排出量となっています。
- ▲ 福島県全体として、ごみの排出量は全国ワースト上位となっており、全国平均を大きく上回っています。特に、可燃ごみの約30%を占める生ごみの減量化が課題となっています。
- リサイクル率は県内でも高い水準にありますが、引き続き資源化の推進を図る必要があります。
- ▲ 国道289号八十里越の開通により、町内への流入人口の増加が期待されます。町内消費が高まる一方で、廃棄物の増加や不法投棄の発生が懸念されており、対策が必要です。

1人1日当たりのごみ排出量

只見町	1,060 g 県内順位 45/59
福島県平均	1,021 g
全国平均	880 g

リサイクル率

只見町	16.0% 県内順位 9/59
福島県平均	12.9%

出典：令和4年度福島県の一般廃棄物処理の状況

- 水道は、9地区で統合簡易水道を町が運営しているほか、簡易水道区域外などに集落営給水施設が組合営17施設、個人営15施設存在しています。
- ▲ 人口減少により給水人口や利用人口が減少する中、施設維持費や経年による更新費用などの負担が増加しています。このため、ライフラインとして安全で安定的な供給体制の構築が必要です。
- 生活排水処理は、農業集落排水と合併処理浄化槽の整備促進を図ってきました。
- 令和5（2023）年度現在の水洗化率は98.8%となっており、大部分は整備が進みましたが、河川などの水質保全や清潔で衛生的な生活環境の確保のため、引き続き整備促進が必要です。
- ▲ 施設整備から20年以上が経過しており、修繕や更新などが必要となっています。

取組方針

- 豊かな自然や水環境を次世代に引き継ぐために、環境負荷の少ない循環型社会の実現を図ります。

具体施策と主な取り組み内容

(1) ごみの減量化と資源化の推進

- ① ごみの分別収集の徹底と効率的な回収システムの構築
- ② 生ごみの減量化推進（フードロス対策、生ごみの肥料化など）
- ③ 環境衛生教育の推進

(2) 不法投棄等の防止対策

- ① 見回り監視体制の強化と充実
- ② 動物愛護精神とマナーの徹底
- ③ 小動物や害虫による生活衛生の悪化防止対策の充実

(3) 上水道の整備

- ① 簡易水道施設の経営安定と計画的な管理・運営
- ② 集落営給水施設の安定的な維持管理
- ③ 水質の安全性と安定供給体制の維持・推進

(4) 下水道の整備

- ① 農業集落排水施設事業の経営安定と計画的な管理・運営
- ② 合併処理浄化槽の整備促進と適正管理の推進
- ③ コンポストの利用促進

目標指標

指標名	現状値 (R4)	目標値 (R12)
1人1日当たりのごみ排出量	1,060g/人・日	1,000g/人・日
リサイクル率県内順位	9位/59町村	5位/59町村

該当する SDGs



基本施策2 安心で安全な暮らしづくり

現状と課題

- 地球温暖化の影響により、町の平均気温は30年前と比較して、20年間の平均で0.91℃上昇しています。
- 年間降水量は30年比較でほぼ横ばいとなっていますが、気温上昇の影響による局地的なゲリラ豪雨や線状降水帯など、広範囲にわたる長時間の激しい雨が災害を引き起こす要因となっています。そのため、町でも平成23(2011)年、29(2017)年、令和元(2019)年と大きな水害が発生し、その対策が特に重要となっています。
- ▲ 消防団は6つの分団で構成されており、平常時の予防活動から非常時には消防団長の指揮の下、昼夜を問わず奉仕的精神で活動しています。しかし少子高齢化の影響により団員の確保が容易でない状況となっており、組織の再編や適正化が求められています。
- ▲ 犯罪の広域化や国道289号八十里越の開通による交通量の増加など、地域内の防犯安全体制の強化も求められています。

取組方針

- 消防団組織の育成強化、危機管理体制や安全対策の充実、地域内の相互扶助による見守り体制の強化を図り、安心して住み続けられる環境整備を行います。



建設業と連携した防災訓練

具体施策と主な取り組み内容

(1) 地域防災体制の充実

- ① 実行性のある防災訓練の実施
- ② 消防施設や装備の適正な配置および消防団組織の再編の検討
- ③ 危機管理体制の充実（避難所の環境整備や物資の配備）
- ④ 日常と非日常を区別せずに災害に備える意識（フェーズフリー）の醸成
- ⑤ 情報伝達や通信体制の強化
- ⑥ 自主防災組織の育成
- ⑦ 要援護者対策の強化

(2) 地域防犯安全体制の充実

- ① 防犯用カメラの設置および充実
- ② 警察や関係団体と連携した見守り体制の充実
- ③ 交通安全対策の充実
- ④ クマ等による人的被害防止に向けた警察、鳥獣被害対策実施隊など関係団体との連携強化

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
自主防災組織数 (累計)	2 組織	10 組織
防犯カメラ設置数 (累計)	5 箇所	15 箇所

該当する SDGs



基本施策3 自然と調和した住環境の創出

現状と課題

- 町営住宅の稼働率は、令和6（2024）年度末現在で71.1%と不足をきたす状況ではありませんが、共働き世帯の増加による所得増で公営住宅法に基づく入居ができないケースが出るなど、新たな課題への対応が必要となっています。
- ▲ 高齢化の進展に伴うバリアフリーへの対応や、ペットとの共生など、時代の変化を的確に捉え、多様なニーズに応じた住宅政策の展開が求められます。
- 令和2（2020）年国勢調査によると、持ち家比率は88.1%と10年前と横ばいで推移していますが、町内の空き家数は20年間で約2.5倍に増加しています。
- ▲ 町では空き家・空き地バンクを運営し、空き家の積極的な利活用を推進しています。しかし、相続放棄や管理不全により、倒壊などの危険や衛生上の有害な状態となり、景観や周辺的生活環境を著しく損なっている物件もあり、このような状況に対しての対策が求められています。
- 景観対策は、単に美しさを追求するだけでなく、住民の暮らしやすさを高め、地域全体の魅力を向上させる重要な要素です。町では平成11年に「うつくしい只見町の風景を守り育てる条例」し、並行して只見町景観ガイドラインに基づく全町的な景観保全の取り組みを進めてきました。
- ▲ 只見ユネスコエコパークの豊かな自然と調和した景観づくりを進めることで、地域の魅力アップやブランド力の向上につながるだけでなく、人々が住みやすさや誇りを実感できる町並み景観を推進することが求められます。

取組方針

- 空き家の適正管理や住宅ストックの市場流通を促進するとともに、住宅セーフティネットの役割を担う町営住宅が効果的に機能するための整備を進め、良好な住環境の形成を図ります。
- 自然と調和する景観を整備するための仕組みを構築し、誰もが住みやすさを実感できる町並み景観の創出を目指します。

具体施策と主な取組み内容

(1) 定住環境の整備

- ① 町営住宅の適正管理と多様なニーズへの対応
- ② 空き家等の適正管理と利活用の促進
- ③ 定住につながる住宅建築の促進と移住体験住宅の整備・活用
- ④ 住宅・建築物の耐震化の促進

(2) 地域イメージに合った景観づくり

- ① 景観条例「うつくしい只見町の風景を守り育てる条例」の普及・啓発
- ② 景観維持のための危険空き家の除去と公共空間での活用
- ③ ビュースポットの整備
- ④ 道路景観維持のための沿線支障樹木（枝葉）の除去
- ⑤ 景観に配慮した公共サインの整備

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
空き家、空地バンクマッチング数（累計）	31件	66件

該当する SDGs



基本施策4 地域をつなぐ交通体系の整備

現状と課題

- 道路は、日常生活や経済活動を支えるための人の移動や物流を円滑にするだけでなく、町の環境を整え、安全や防災に貢献するための重要なインフラです。本町には主要幹線道路として国道 252 号及び国道 289 号があり、会津若松方面、県南方面、新潟県へとつながる主要な道路となっています。
- 国道 252 号六十里越は冬期間（6 カ月）新潟県境が通行止めとなりますが、近年の大雪により大規模な雪崩が発生し橋梁が流失したことから、早期復旧による安全な交通の確保が望まれます。
- 現在、工事中の国道 289 号八十里越地点は、令和 8（2026）年秋から令和 9（2027）年夏頃に開通となることが示されました。しかし、一部工事の遅れや追加の雪崩対策の必要となることから、当面冬期間は通行止めとなる予定です。
- ▲ 町内には幅員が狭く見通しが悪い箇所が存在しており、交通安全の観点からその解消が求められます。
- ▲ 県道や町道についても、災害時の迂回路や国道から枝葉のように伸びる集落をつなぐ生活道路として重要であり、整備計画に基づき着実に整備を進めることが求められます。
- ▲ 健康の維持・増進のため、手軽な運動としてウォーキングに取り組む人口が増加しています。通学路も含め、安全に歩行できる歩道の整備が求められます。
- 環境配慮や健康志向から、サイクリング人口が増加しており、旅の移動手段として自転車を選択する方も増えています。町では、ジャパンエコトラック*1へのルート登録など、積極的な活用を推進しています。
- 町内の公共交通は、デマンド型乗合いタクシー（雪んこタクシー）によりドア to ドアでの町内移動が可能ですが、運行は平日のみであり、高齢化に伴う身体的な理由により利用が困難となる方が増加しているため、利用者は減少傾向にあります。
- ▲ 町外への移動は、新潟方面や会津若松方面には JR 只見線を、会津田島方面へは定期路線バスの自然首都只見号を利用することになります。しかし、運行本数が少なく、利便性に課題があります。
- ▲ 高齢化の進展により運転免許証を返納される方が増えてきています。町外の専門医療機関等への通院手段の確保や、雪んこタクシーの利用が困難な方、休日の対応などの新たなニーズに対応した公共交通体系の構築が必要です。

*1 ジャパンエコトラック

トレッキング・サイクリング・パドルスポーツといった人力による移動手段で旅をするスタイルを推奨しており統一されたデザインの公式ルートマップをベースに、ルート情報、協力店の情報、地域の魅力を発信し、受け入れ態勢を整備することで、旅行者の快適な旅をサポートしている。

取組方針

- ▶ 快適な生活環境と町の発展、通年の経済活動を形成する上で重要な位置づけとなる高速交通体系との連携を図る基幹道路の整備や生活道路の計画的な整備・充実、さらには多様なニーズに対応した公共交通体系の確立を目指し、住民の利便性向上と地域活力の創出を図ります。

具体施策と主な取組み内容

(1) 道路の整備促進

- ① 国道 289 号八十里越の通年通行の早期実現への要請
- ② 国道 289 号八十里越の開通を見据えた只見地内と入叶津地内のトンネル化の推進
(緊急車両の新潟県域への搬送時間短縮と中心市街地への誘導策)
- ③ 国道 252 号六十里越の春先早期再開通の活動促進
- ④ 国道や県道などの幹線道路の改良整備促進
- ⑤ 町道の計画的整備
- ⑥ 災害に対応した路線の複合化
- ⑦ 歩道の整備と歩行者や通学路における安全性の確保
- ⑧ 自転車ナビラインなどの自転車安全通行対策の充実

(2) 公共交通体系の確立

- ① 地域の実情に合わせた運行形態の見直し
- ② 公共交通利用に対する機運の醸成
- ③ 集落間および集落と中心地をつなぐ交通体系の整備
- ④ 高齢者など交通手段を持たない方へ対応した町内外の移動手手段の確立
- ⑤ JR 只見線の観光路線化の推進
- ⑥ 観光客に対応した町内交通システムの確立と見直し
- ⑦ 貨客混載等、効率的な運行体系の検討
- ⑧ 国道 289 号を利用した三条市などを結ぶ交通体系の構築

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
乗合タクシー年間利用者数	11,037人	13,000人

該当する SDGs



基本施策5 雪との共生

現状と課題

- 本町の自然の特色は、冬季間の多雪とそれがもたらす豊潤な水、そしてブナに代表される広大な森林です。この豊富な水量をもたらすのは、1年の半分を占める降雪であり、年間降水量2,400ミリのうち雪はその52%を占めています。12メートルを超える累計降雪量が雪解け水となり、流域一帯を潤し、1年間を通して安定した水を供給しています。
- この自然環境から生み出される恩恵は、様々な生産活動やエネルギー利用など、私たちの生活を支える豊かな地域資源として長きにわたり重要な役割を果たしてきました。
- 今後とも雪と共生しながら、新たな活用方策を含めた雪国の利点を生かした取り組みが求められます。
- 一方で、道路や歩道への積雪による交通障害や事故、雪圧による家屋や園芸用パイプハウスなどの損壊、交通機関の遅延や運休、雪崩など、様々な危険をもたらす課題として、長年雪の克服に取り組んできました。
- ▲ 地域に生活する高齢者を含めすべての住民が、安心して冬季間を暮らせるためには、雪に対する支援策を充実させること、また地域社会での助け合いによって住民生活を守る仕組みづくりが求められます。

取組方針

- 雪がもたらす豊かな自然形成や大きな恩恵を深く認識し、雪国に暮らす利点を活かして、雪と共存した地域を構築します。
- 雪に負けない暮らしづくりのため、除排雪体制の整備や新たな支援策を構築し、地域社会の助け合いによって雪に強い町づくりを進めます。



雪まつりの様子

具体施策と主な取り組み内容

(1) 雪を活かし楽しむ地域づくり

- ① 只見ふるさとの雪まつりをはじめとした雪を楽しむ観光の促進
- ② 雪かきなど雪国体験機会の創出による交流人口の拡大
- ③ 雪エネルギーの利用など特性を活かした仕組みづくりの検討
- ④ 雪の恵みを学ぶ環境教育の実施
- ⑤ 雪国文化の継承と産業振興への活用

(2) 雪に負けない地域づくり

- ① 道路除雪機械の計画的整備と充実、除雪オペレーターの確保・育成
- ② 地域除雪の担い手への継続的支援
- ③ 通学路の点検と安全対策の充実
- ④ 高齢者世帯等の除排雪支援体制の充実
- ⑤ 雪国に適した道路整備の推進
- ⑥ 住宅の克雪対応の推進と危険落雪箇所解消
- ⑦ 地域社会で雪害を防ぐ相互扶助意識の確立
- ⑧ 効率的な除排雪体制の検討・整備

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
雪による人的被害の発生件数	4件	0件

該当する SDG s





R289 八十里越道路

基本目標Ⅴ

学び・スポーツ・文化が結ぶ 心つながるまちづくり

(教育・文化)

<基本施策>

1. 子どもたちの教育の充実
2. 家庭と地域の教育力の向上
3. 心を豊かにする生涯学習の推進
4. 歴史、伝統文化の継承と活用

基本施策1 子どもたちの教育の充実

現状と課題

- 町ではユネスコエコパーク登録を機に、町内すべての小中学校がユネスコスクールに加盟し、郷土学習「只見学」を中心とした持続可能な開発のための教育（ESD）を推進してきました。
- 各学校は学校運営協議会を有し、地域と連携し郷土を知るとともに、地域課題の解決に取り組んでいます。特に只見中学校の新聞紙レジバッグやペットボトルフリーマンデーの取り組みは、全国的にも評価を得る結果となっています。
- 現在、町内の3つの小学校においては、学齢人口の減少により、すべての学校が複式学級となっています。
- ▲ 只見町小学校改革審議会の答申により、小学校統合の方針が決定されましたので、速やかな小学校統合の推進と教育環境の充実が求められます。
- 学力向上と進路実現については、レインボープランによりこども園から只見高校まで連携した指導を行うとともに、町営の「心志塾」では只見高校生の学力向上にも取り組んでいます。
- 只見高校は地域協働推進校として、地域の担い手づくりのために地域協働の学習に取り組んできました。これらの活動の成果として、小規模校ながら国公立大学への進学実績も見られます。
- ▲ 只見高校への進学者は減少傾向にあり、定員の50%程度の入学者となっています。このため、山村教育留学制度による生徒の確保と併せて、町内の子どもたちが進学先として選択できる魅力を高める努力を続ける必要があります。

取組方針

- 只見愛を持ち、ふるさとの豊かな存続に寄与できる人材財の育成を図るため、教育環境の充実に努めます。と魅力ある学びの場の提供に努めます。



只見中学生による新聞レジバッグ教室

具体施策と主な取り組み内容

(1) 豊かな心と健やかな身体の育成

- ① 「総合的な学習の時間」を柱とした ESD の推進と ESD を担う教員・地域人材の育成
- ② 幼児教育の充実
- ③ 特別支援教育のさらなる質の向上と体制整備
- ④ 多様性を認め、すべての子どもと一緒に学ぶインクルーシブ教育の推進
- ⑤ 郷土愛・食育、地産地消を意識した心の育成
- ⑥ 読書活動の推進
- ⑦ 子どもが安心して学び、育つための環境を整える支援（SSW の設置）

(2) 只見町を担う人財育成のための確かな学力の向上

- ① 幼・小・中・高連携教育の強化
- ② 町営「心志塾」や大学生などを活用した学習支援体制の充実
- ③ 地域課題解決に取り組む学習活動及びその実現に向けた取り組み支援

(3) 教育環境、施設、設備の改善・充実

- ① こども園・統合小学校の整備
- ② 安心・安全な通学環境の整備
- ③ 子どもの体力向上、スポーツ環境の整備
- ④ 学校 DX の推進
- ⑤ 県立只見高等学校振興対策の充実

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
ふくしま学力調査において 「自分にはよいところがある」と答えた割合	(R7) 小6 61.6% 中2 80.0%	小6 80.0% 中2 80.0%
ふくしま学力調査において 「今住んでいる県や市町村の歴史や自然に関心をもっている」と答えた割合	(R7) 小6 73.6% 中2 72.0%	小6 80.0% 中2 80.0%
奥会津地域における次世代の進路・意識調査において 「進学や就職でいったん外には出るが、いずれは自分の地域や奥会津地域に住みたいと思う」と答えた割合	50.0%	70.0%
奥会津地域における次世代の進路・意識調査において 「地域をよりよくするため、地域における問題に関わりたい」と答えた割合	56.6%	70.0%

該当する SDGs



基本施策2 家庭と地域の教育力の向上

現状と課題

- 家庭はすべての教育の出発点と言われており、子どもの基本的な生活習慣、倫理観・自制心や自立心などの人格形成は、家庭や取り巻く地域社会によって育まれます。しかし、現代社会は社会構造や産業構造の変化により、少子化と核家族化が進むことで、命の尊さや社会生活を送る上でのモラルやしつけを学ぶ機会が減少しています。また、SNSの普及などによる少年犯罪の多様化と低年齢化、いじめや不登校が増加しており、社会に出てからも自制心を欠く行動が全国的に問題となっています。
- ▲ 本町でも、核家族化や共働き世帯の増加により、子育てに対する悩みや不安を抱える家庭が多くなっています。家庭と地域が連携して子育て支援を行うことが求められています。

取組方針

- 地域全体で子どもを見守り、育てる体制を強化し、子どもが安心できる居場所づくりを推進します。



具体施策と主な取り組み内容

(1) 家庭教育支援

- ① 保護者からの子育て相談体制の充実（こども家庭センターの設置や放課後子どもクラブの活用）
- ② 情報モラル教育の推進
- ③ 家や学校以外に子どもが安心して過ごせる「第3の居場所」の設置
- ④ 保護者が悩みを共有する場の確保

(2) 多世代交流の促進

- ① 公民館等を利用した世代間の交流
- ② 高校生や若者による情報発信や交流の促進
- ③ 地域社会全体が連携し、子どもの成長を支える教育体制の推進
- ④ 只見の資源（ひと・もの・こと）を生かした体験活動の実施

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
子育て支援ニーズ調査において 就学前・小学生の保護者で子育てに対して相談できる 人がいる割合（配偶者・パートナー以外で）	(平均値) 75%	(平均値) 85%
子育て支援ニーズ調査において 中高生のうち「悩みや心配ごとの相談相手がない」と 答えた割合	8%	0%

該当する SDGs



基本施策3 心を豊かにする生涯学習の推進

現状と課題

- 生涯学習とは、一人一人が生涯にわたって豊かな人生を送ることができるように、多様な機会や場所で学習し、その成果を地域社会に生かすことのできる社会の実現を図ることを理念としています。
- 町では、中央公民館事業として各種学級や講座を開設するとともに、3つの公民館において自主講座にも取り組んできました。
- ▲ 今後は、各種講座や自主講座で学んだ知識や技術を広く地域に活かす仕組みづくりが求められます。
- ▲ 文化協会を中心とした文化芸術活動は、高齢化などにより活動の継続が困難となる団体も出てきています。
- ▲ 就業形態や生活様式の変化により、地域活動をけん引してきた青年組織の活動は縮小しており、地域活力の低下が課題となっています。
- ▲ 地域活力を高めるために、多様な主体がそれぞれの能力を生かして相互に連携し、地域活動を支える体制を整えることが必要です。
- 生涯スポーツは、体力や年齢、目的に応じてスポーツを楽しむことで、健康増進や心身のリフレッシュ、仲間との交流など、生活の質を高め、豊かな人生を送るための活動です。しかし、人口減少や少子化により、スポーツ団体の構成員は減少しています。
- ▲ 特に冬期間は活動が低下する傾向にあるため、1年間を通じてスポーツが行える環境の整備や新たなスポーツの掘り起こしなど、多様な参画機会の拡充と体制づくりを図る必要があります。

取組方針

- 多様な人材や団体の連携を深め、世代を超えた学習機会や活動づくりを推進します。
- 誰もが楽しめる学びと交流、健康づくりを進め、心豊かな地域社会の実現を目指します。

具体施策と主な取り組み内容

(1) 生涯学習機会の提供と推進

- ① 知識や技術を持った人の発掘・活用とネットワーク化
- ② 文化協会や各活動団体への継続的な支援と担い手の育成の促進
- ③ 公民館講座等を通じた様々な世代への生涯学習機会の創出と継続的な支援
- ④ ESD を通じた郷土学習・体験学習の推進

(2) 生涯スポーツの推進と健康増進

- ① 総合型地域スポーツクラブとの連携強化
- ② スポーツ施設の計画的な維持管理
- ③ 地域スポーツを支える指導者の育成と確保
- ④ スポーツを通じた多世代交流事業の推進
- ⑤ ニュースポーツやeスポーツなどの多様な参画機会の創出

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
公民館活動の利用者数 (延べ)	5,972人	6,500人
社会体育施設利用者数	28,743人	35,000人



eスポーツによる世代交流

該当する SDGs



基本施策4 歴史、伝統文化の継承と活用

現状と課題

- 地域の自然や歴史、伝統文化の価値を理解することは、町民が自信と誇りを持って郷土を愛し未来を考える機会につながります。
- ▲ 本町の文化財は、歴史的・学術的な価値を持つものが多く、郷土の文化遺産として後世に受け継ぐ必要があります。有形文化財（建造物、古文書、考古資料など）や無形文化財（年中行事や郷土芸能など）は、郷土の貴重な文化遺産として次世代へ継承するために、保護・活用が重要です。しかし、後継者不足が大きな問題となっています。
- 町内には、国指定重要文化財の収蔵・展示を行う「ただみ・モノとくらしのミュージアム」が、令和4（2022）年に公立博物館として開館しているほか、只見町の発展の礎となり、ダム湖に沈んだ田子倉集落を記念する「ふるさと館田子倉」や、幕末に八十里を越え只見の地で終焉を迎えた越後長岡藩家老・河井継之助に関する資料を展示した「河井継之助記念館」が開設されています。これらの施設をさらに活用するとともに、町内外に向けて文化財や地域の歴史への関心を高める取り組みが求められます。
- ▲ 伝統文化については、後継者不足により文化そのものの継承が困難になり、消滅の危機も発生しています。そのため、後継者の確保とあわせて、次世代へ継承するための取り組みが求められます。
- また、歴史の道八十里越の果たした役割と価値を再認識し、国道289号の開通に合わせて八十里越新道の国指定史跡の指定を目指します。史跡の指定により新たな活用を見出し、地域資源の保全や利活用とともに新潟県三条市、魚沼市との広域的連携による交流促進が期待されます。

取組方針

- 地域の歴史や伝統文化の保存と調査研究を進め、郷土への自信と誇りを醸成し、歴史、伝統文化の継承と活用を図ります。



明和小学校伝統芸能発表会

具体施策と主な取組み内容

(1) 調査・保護・継承

- ① 地域住民の視点による新たな文化・人材資源の掘り起こし
- ② 文化財の調査・研究事業の推進
- ③ 文化財の保存・修復、適切な維持管理
- ④ 多様な人材による伝統芸能の継承
- ⑤ 只見学を活用した地域の歴史・伝統文化伝承者の育成
- ⑥ 民芸品などの伝統技術の維持、継承

(2) 活用・振興

- ① 只見の自然や伝統文化についての体験活動の実施
- ② 歴史・文化講演会の開催
- ③ ただみ・モノとくらしのミュージアムなど文化施設の活用
- ④ 只見学講座および検定の実施
- ⑤ 文化財資源のデータベース化と情報発信
- ⑥ 八十里越の利活用推進

目標指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
叶津番所・旧五十嵐家住宅入館者数	1,860人	2,000人
ただみモノとくらしのミュージアム町民利用者数（年間人数）	683人	1,000人
只見おもしろ学検定町民受検人数	117人	130人

該当する SDGs





ESD 地域成果発表会

第3期只見町総合戦略

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

第1章 基本的な考え方

1 | 趣旨

急速な少子高齢化に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）が制定されました。

同法第4条では、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、実施する責務を有すると規定されています。

また、同法第10条では、市町村は、国や都道府県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定しています。

国では、現在、総合戦略として「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」を推進していますが、地方創生の取組が10年目を迎えたのを契機に、「地方創生10年の取組と今後の推進方向の取りまとめ」令和6（2024）年6月が公表され、令和6（2024）年10月に発足した石破内閣は、地方創生2.0として、地方創生の「再起動」に取り組み、令和6（2024）年12月に「基本的な考え方」が公表されました。

本町においても、令和2（2020）年3月に策定した第2期只見町総合戦略の計画期間が令和7（2025）年度をもって満了を迎えることに伴い、只見町人口ビジョンを見直した上で、「第3期只見町総合戦略」を策定するものです。

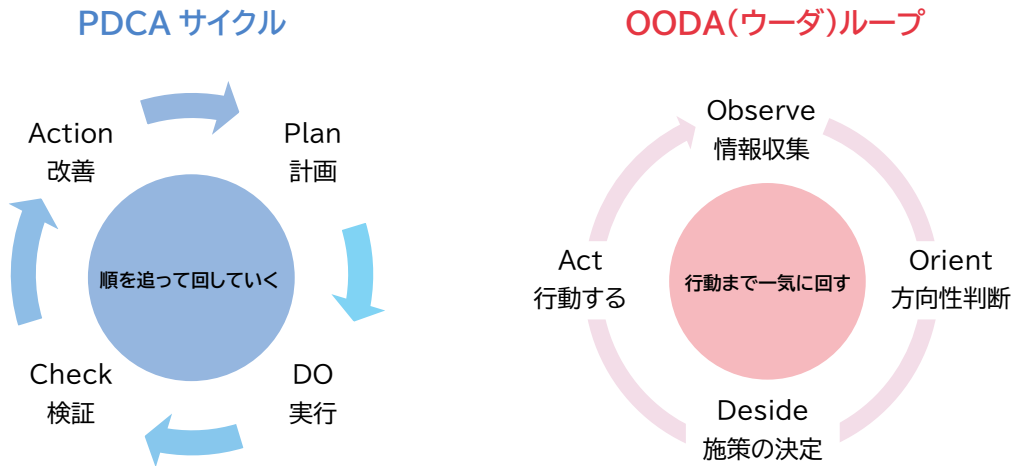
2 | 位置づけ

本計画は、まち・ひと・しごと創生法の目的や基本理念、及び地方創生2.0の「基本的な考え方」に基づきながら、第八次只見町振興計画や各種分野別計画と整合を図ります。そして、重要課題である人口減少に対応するため、各政策分野の枠にとらわれず、特に重点的に取り組む施策を定めた実行計画として位置づけます。

3 | 推進・検証体制

本計画の推進に当たっては、PDCA サイクルを確立し「只見町まち・ひと・しごと創生推進本部」において進行管理し、「只見町総合戦略検証委員会」において効果検証を実施します。

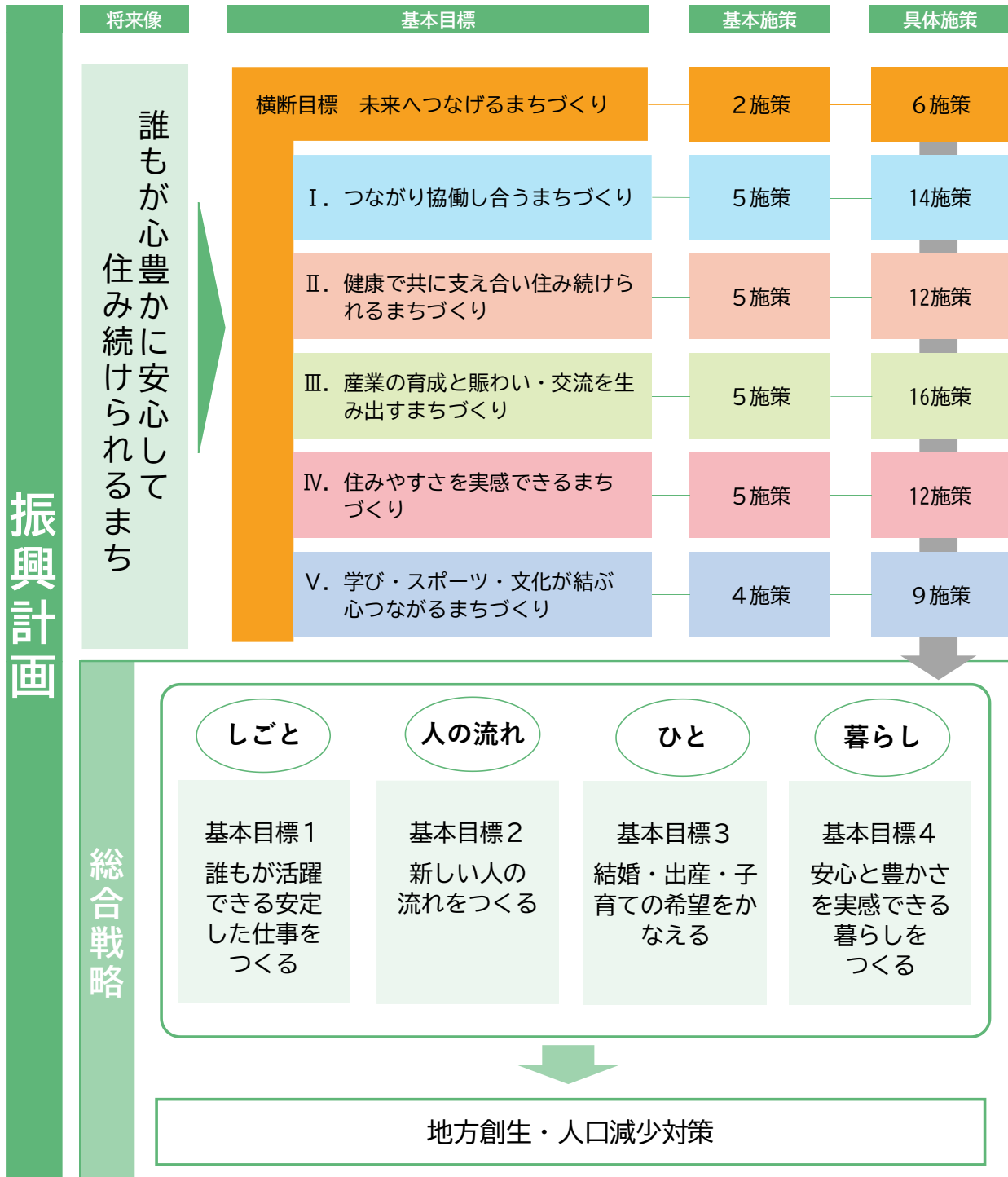
また、刻々と変化する社会情勢を的確に捉え、効果的な展開を図るために計画を踏まえながらも状況に合わせて柔軟な対応が求められることから、OODA（ウーダ）※ループによる評価も取り入れながら、見直しと改善を図り、柔軟かつ計画的な取組みを展開していきます。



※OODA ループ Observer（観察）、Orient（情勢判断）、Decide（意思決定）、Action（行動）の頭文字をとったものです。現状を把握・分析し、時代の変化に合わせた新しい政策をより効果的に行っていくためのもので、近年は、PDCA サイクルを補完する経営手法として注目されています。

4 | 振興計画との関係図

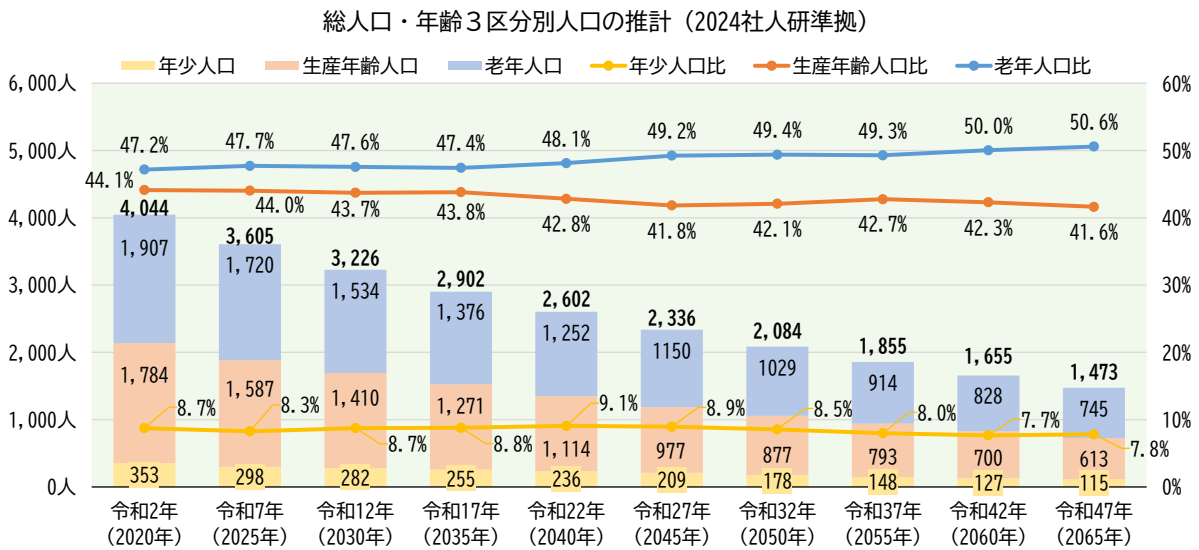
本計画の推進に当たっては、PDCA サイクルを確立し「只見町まち・ひと・しごと創生推進本部」において進行管理し、「只見町総合戦略検証委員会」において効果検証を実施します。



第2章 人口ビジョンを踏まえた展望

1 | 将来推計

社人研が令和6（2024）年6月に公表した推計人口により、本町の総人口と年齢3区分別の人口を推計したところ、年少人口比はおおむね同水準で推移するものの、令和2（2020）年に生産年齢人口比を上回った老年人口比は今後も上昇を続け、50%を超えるまで進むと見込まれています。



2 | 将来展望

自然減と社会減が同時に進行している本町では、今後の人口減少は避けられない状況にあります。人口の減少は地域経済や住民の生活に大きな影響を及ぼす極めて深刻な問題であり、町全体での取り組みが不可欠です。人口減少を最小限に抑え、持続可能な地域づくりを進めるためには、出生率の向上による自然動態の改善と、転出抑制および転入促進による社会動態の改善が必要です。

令和2（2020）年改訂の人口ビジョンでは、令和22年（2040年）の目標人口を約3,000人とし、その達成に向けて合計特殊出生率の向上と社会動態の改善（転出抑制、転入促進）を図ることを第2期総合戦略で進めてきました。しかし、令和6（2024）年6月の社人研推計は、前回推計と同様に約2,600人と目標値を大きく下回る結果となりました。合計特殊出生率や社会動態の改善も、全体的な人口減少の中で十分な改善が図られていない状況です。

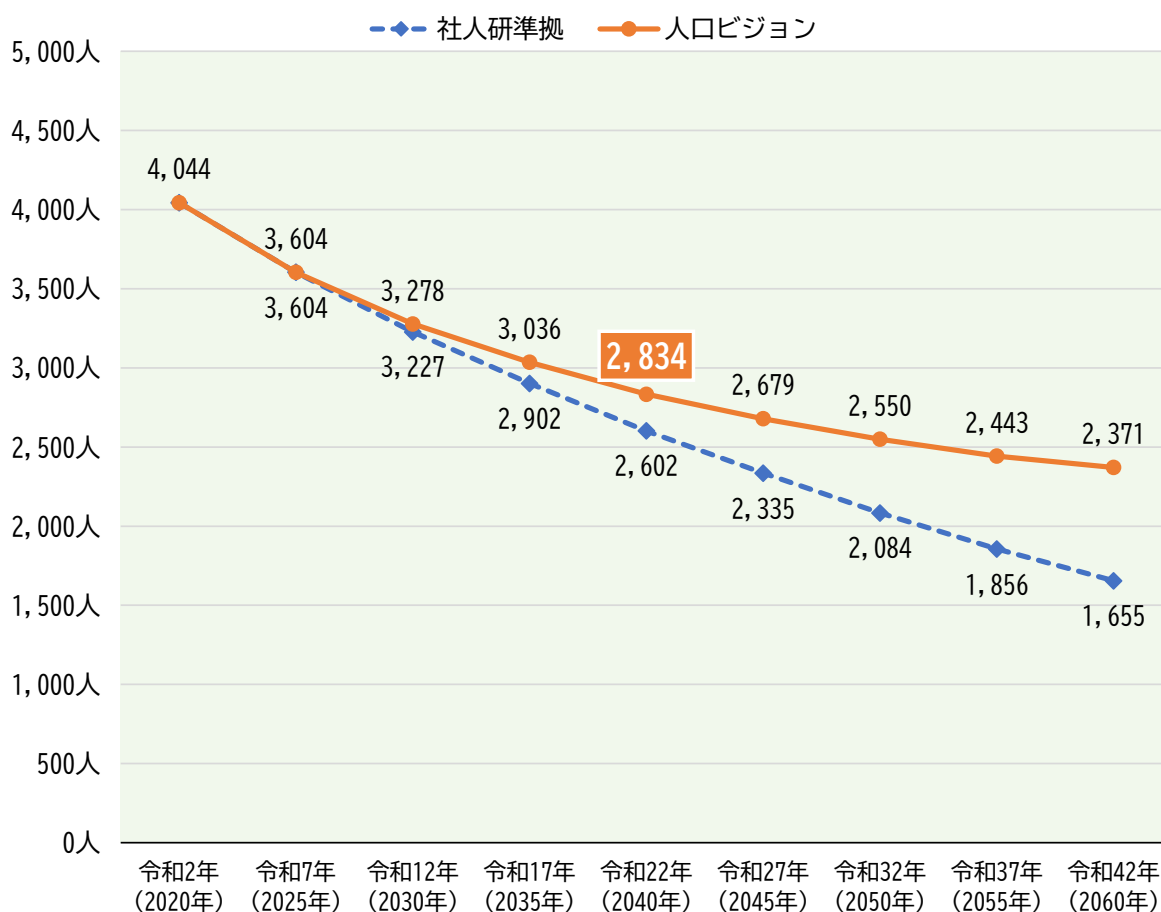
こうした厳しい状況を踏まえ、令和7（2025）年9月に人口ビジョンを見直しました。改訂した人口ビジョンでは、指標を実態に即した目標値に見直すと同時に、振興計画や総合戦略による施策の推進を図りながら、令和22（2040）年の人口目標値を2,800人程度で維持することを目指します。

令和 22 年（2040 年）：2,800 人程度

【主な目標】

- 合計特殊出生率が徐々に上昇し、2040 年に 2.07（人口置換水準）まで上昇することで、年間平均出生数 20 人程度を維持
- 2030 年までに 0～19 代の移動均衡（社会増減±ゼロ）
- 2030 年以降「15-19」～「20-24」の移動減少率を 0.25 ポイント想定

総人口の推移と将来展望



	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)	令和 32 年 (2050 年)	令和 37 年 (2055 年)	令和 42 年 (2060 年)
合計特殊出生率	1.79	1.81	1.96	2.03	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07
総人口	4,044	3,605	3,278	3,036	2,834	2,679	2,550	2,443	2,371
年少人口	353	298	291	286	302	313	324	325	329
生産年齢人口	1,784	1,587	1,453	1,374	1,280	1,216	1,197	1,204	1,214
老年人口	1,907	1,720	1,534	1,376	1,252	1,150	1,029	914	828

第3章 基本目標と施策の体系

1 | 基本目標

本計画を推進するにあたり、本町の現状と課題を分析した人口ビジョンにより、以下の4つの基本目標を設定します。

- | | | |
|-------|---------------------|--------|
| 基本目標1 | 誰もが活躍できる安定した仕事をつくる | (しごと) |
| 基本目標2 | 新しい人の流れをつくる | (人の流れ) |
| 基本目標3 | 結婚・出産・子育ての希望をかなえる | (ひと) |
| 基本目標4 | 安心と豊かさを実感できる暮らしをつくる | (暮らし) |

現状課題と今後の方向性

項目	現状課題	今後の方向性
総人口	<ul style="list-style-type: none"> ●人口はすべての区分において減少傾向にあります。割合で見ると、老年人口比が増加しており、生産年齢人口比が減少しています。 ●老年人口の割合が最も多く、超高齢化社会となっています。 ●社会保障費の増加や地域の担い手の減少など、地域に及ぼす影響が課題とされています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■町の活力を維持するため、地域の担い手となる生産年齢人口の増加を図る施策を行います。 ■町外の人材や町外資本を積極的に活用した新たなビジネスモデルの展開や、働く場所の確保、起業や事業承継への積極的な支援を実施します。
自然動態	<ul style="list-style-type: none"> ●自然動態は減少し続けています。高齢者の割合が多いため、死亡数は今後も増加すると予想されています。 ●出生数は減少しており、合計特殊出生率も1.43と減少傾向にあります。要因として、15歳から49歳の女性の人口が少ないことが考えられます。また、未婚率が男女ともに上昇傾向にあり、結婚、出産、子育てへの支援が課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■年少人口や生産年齢人口の減少を抑制するため、結婚や出産を希望する若い世代が安心して出産や子育てできる環境を整備します。そのために、教育や医療の充実に重点的に取り組みます。 ■また、住環境の整備や公共交通サービスの提供など、生活基盤を確保し、安心・安全な暮らしを守ります。
社会動態	<ul style="list-style-type: none"> ●社会動態は転出超過により減少し続けています。年代別では、進学や就職による20代前半の転出が顕著です。 ●20代後半の転入が目立ちますが、転出を超える転入とはなっていません。 	<ul style="list-style-type: none"> ■本町の魅力を発信し、関係人口や交流人口の増大を図ります。 ■若い世代の定着や還流を促すための支援や居住環境を積極的に整備し、移住希望者が定住しやすい受け入れ体制を構築します。 ■地域資源を活かした産業の振興や教育環境の整備を行い、持続可能な地域づくりを目指します。

2 | 施策の体系

本計画を推進するにあたり、本町の現状と課題を分析した人口ビジョンにより、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標	具体施策
基本目標1 誰もが活躍できる安定した仕事をつくる	(1) 雇用の場の維持・創出 (2) 担い手の育成・確保
基本目標2 新しい人の流れをつくる	(1) 移住・定住の促進 (2) 関係人口の創出と交流人口の拡大
基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	(1) 出会い、結婚、妊娠、出産、子育て支援の充実 (2) 教育環境の充実
基本目標4 安心と豊かさを実感できる暮らしをつくる	(1) 安心・安全な暮らしの実現 (2) 人・もの・地域をつなぐネットワークの形成

第4章 具体的施策と評価指標

1 | 基本目標1 誰もが活躍できる安定した仕事をつくる

町民アンケートでは、町の住みにくいところとして「雇用や仕事不足している」が45.2%を占めています。また、高校生の政策提言では「やりたい職業が町にはない」との意見もありました。新型コロナウイルス感染症以降、生活様式の変化や働き方改革の機運が高まり、サテライトオフィスの設置やリモートワークが進みつつあります。

若い世代の人口流出を抑制するためにも、選ばれる職場環境づくりを進めるとともに、安定した雇用を生み出せるよう企業誘致や創業支援などの取り組みを進めます。

町内の商工業者や農林業も、後継者を確保できない事業者が多く、事業承継や雇用就農などの担い手の育成・確保に向けた取り組みを進めます。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
事業所数	223事業所	223事業所
課税対象所得 (1人当たり)	3,047,368円	3,300,000円

具体施策

(1) 雇用の場の維持・創出

重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
	新規創業者数 (商工会調べ)	(R7) 1件	累計 5件
	新規農業法人・農業組織の設立数 (累計)	0件	1件
	特定地域づくり事業協同組合派遣労働者数	6名/年	10名/年
主な取り組み	○起業・創業支援の実施 ○新たなビジネスモデルの導入支援 ○地元への就職推進活動 ○新規企業の立地促進		

(2) 担い手の育成・確保

重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
	事業承継数 (商工会調べ)	(R7) 1件	累計 10件
	新規就農者数 (累計)	0件	2件
	UIターン就業者数	12名/年	15名/年
主な取り組み	○事業承継支援 ○働き方改革の推進 ○町外からの人材確保と活動拠点の整備 ○UIターン促進助成の実施 ○企業間連携強化やDX推進支援		

2 | 基本目標2 新しい人の流れをつくる

本町では、移住政策を積極的に実施し、人口減少対策を図ってきましたが、若年層を中心とした社会減は依然として続いています。国では地方創生 2.0 を掲げ、都市と地方の間で人材や技術を共有する「都市と地方の交流」や「関係人口」の創出を通じて、地方への人の流れを多様化し増加させる取り組みを展開しています。

本町では、仕事や住まい、子育て環境など、生活全般の魅力を高めるとともに、地域の魅力を効果的に発信し、移住を考える一人ひとりに寄り添った取り組みを進めていきます。また、JR 只見線と国道 289 号八十里越の開通を契機に、新たな広域観光連携に積極的に取り組むとともに、山村教育留学制度を推進し、関係人口や交流人口の拡大を図ります。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
社会増減数 (転入超過数)	▲12人	0人
観光入れ込み客数	201,693人	280,000人

具体施策

(1) 移住・定住の促進

重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
	空き家・空地バンクマッチング数 (累計)	31件	66件
	地域おこし協力隊採用数 (累計)	—	5人
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○移住相談窓口の充実と移住コーディネーターの活用 ○移住希望者への支援の充実 ○空き家、空き地バンクの充実と利活用の促進 ○地域おこし協力隊の活用 		

(2) 関係人口の創出と交流人口の拡大

重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
	交流施設宿泊者数	7,994人	9,500人
	山村教育留学生数	17名	25名
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な媒体を利用した情報発信機能の充実 ○山村教育留学制度の充実 ○国道 289 号八十里越開通による広域観光の展開 ○JR 只見線の観光路線化の推進 		

3 | 基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

本町の合計特殊出生率は 1.43 となっており、全国および福島県の平均よりわずかに高い水準となっていますが、減少傾向で推移しています。出生数の減少と比例して、男女ともに未婚率が増加しています。

町民アンケートでは、子育てしやすいと感じる割合は 30.5% となっており、医療環境の充実や経済的支援、子育てしやすい労働環境の整備が求められています。

出会い、結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援を充実させる取り組みを促進します。また、学力向上はもちろんのこと、探究的な活動を通じて地域や社会について学ぶ機会を提供し、地域への愛着の醸成と豊かな人間形成を図ります。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
子育てしやすいと感じる人の割合	30.5%	50.0%

具体施策

(1) 出会い、結婚、妊娠、出産、子育て支援の充実

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
重要業績評価指標 (KPI)	婚姻数 (年間届出件数)	35件	45件
	出生数 (直近5年間における年平均)	16人	18人
	乳幼児健診受診率	100%	100%
	こども家庭センターの設置	0箇所	1箇所
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○青年交流事業の推進と結婚支援 ○妊娠・出産への切れ目ない支援 ○保育サービスの充実 		<ul style="list-style-type: none"> ○ワーク・ライフ・バランスの推進 ○子育てへの相談体制の強化

(2) 教育環境の充実

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
重要業績評価指標 (KPI)	ふくしま学力調査において「住んでいる地域の歴史や自然に関心を持っている」割合	(R7) 小6 73.6% 中2 72.0%	小6 80.0% 中2 80.0%
	奥会津次世代進路意識調査において「地域をよりよくするため、地域における問題に関わりたい」割合	56.6%	70.0%
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ESDの推進と郷土愛の醸成 ○幼・小・中・高連携教育の強化 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校DXの推進 ○県立只見高等学校振興対策の充実

4 | 基本目標4 安心と豊かさを実感できる暮らしをつくる

町民アンケートでは、「只見町に住み続けたい」と回答した人は59.1%でした。しかし、「よそに移住したい」と回答した人も38.6%おり、その理由として「生活するのに不便」や「雪が多く冬の生活が大変」と回答しています。

住み慣れた地域で安心安全に生活ができるように、保健・医療・福祉サービスの充実に取り組むとともに、買い物や通院に不便をきたさないよう、町民の交通手段の利便性向上に努めます。また、DXを活用した行政サービスや地域サービスの利便性向上にも力を入れ、人口減少下における適応を図る取り組みを進めます。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
住み続けたいと思う人の割合	59.1%	70.0%
住みやすい町と感じる割合	35.7%	50.0%

具体施策

(1) 安心・安全な暮らしの実現

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
重要業績評価指標 (KPI)	自主防災組織数 (累計)	2 組織	5 組織
	防犯カメラ設置数 (累計)	5 箇所	15 箇所
	平均自立期間 (要介護2以上)	男 77.6歳 女 84.5歳	男 77.6歳 女 84.5歳
	特定健診受診率	56.2%	60.0%
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災体制の充実 ○地域防犯安全体制の充実 ○住環境の整備 ○地域医療体制の充実 ○地域福祉の充実・強化 ○雪に負けない地域づくりの推進 		

(2) 人・もの・地域をつなぐネットワークの形成

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
重要業績評価指標 (KPI)	乗合いタクシー年間利用者数	11,037人	13,000人
	介護タクシー利用件数	130件	150件
	Wi-Fi 設置個所数 (増加数)	—	10箇所
	ICT 関連講座等参加者数 (累計)	※参考 31人	200人
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通ネットワークの構築 ○集落ネットワークの醸成 ○地域社会 DX の推進 		

5 | 振興計画との関連

振興計画	総合戦略	しごと 基本目標1 誰もが活躍できる安定した仕事をつくる	人の流れ 基本目標2 新しい人の流れをつくる	ひと 基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	暮らし 基本目標4 安心と豊かさを実感できる暮らしをつくる
	横断. 未来へつなげるまちづくり				
1. 地域を支え担っていく人財の育成・確保					
2. デジタル技術を活用したまちづくりの推進					
I. つながり協働し合うまちづくり					
1. 協働と交流による地域コミュニティの維持					
2. 自然環境の利活用と保全					
3. 積極的な情報共有と開かれた行政の推進					
4. 効率的な行財政運営					
5. 総合的な土地利用					
II. 健康で共に支え合い住み続けられるまちづくり					
1. 健康づくりと医療の確保					
2. 健やかに産み育てられる環境の充実					
3. 高齢者福祉の充実					
4. 障がい者（児）福祉の充実					
5. 地域福祉の充実・強化					
III. 産業の育成と賑わい・交流を生み出すまちづくり					
1. 次世代へ継承される農業の確立					
2. 地域資源を活かした林業の確立					
3. 水の郷にふさわしい水産業の振興					
4. 商工業の維持、継業と賑わいの創出					
5. 魅力ある観光の推進と交流の拡大					
IV. 住みやすさを実感できるまちづくり					
1. 環境衛生の充実					
2. 安心で安全な暮らしづくり					
3. 自然と調和した住環境の創出					
4. 地域をつなぐ交通体系の整備					
5. 雪との共生					
V. 学び・スポーツ・文化が結ぶ 心つながるまちづくり					
1. 子どもたちの教育の充実					
2. 家庭と地域の教育力の向上					
3. 心を豊かにする生涯学習の推進					
4. 歴史、伝統文化の継承と活用					

資料編

1 | 只見町振興計画審議会条例

(昭和43年2月5日条例第1号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、只見町振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ町の振興計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるものうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務企画課で処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年7月1日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年7月1日から適用する。

附 則(昭和53年6月23日条例第20号)

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則(平成6年9月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年8月29日条例第16号)

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年7月1日条例第14号)

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月16日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月17日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 | 只見町振興計画審議会委員名簿

令和7年1月14日任命

任命区分	役職名	氏名	備考
学識経験者	只見町教育委員会教育長職務代理者	渡部 欣也	
関係団体の 役職員	(株)東邦銀行只見支店長	佐藤 健一	~R7.9
		佐々木 貴司	R7.10~
	只見町商工会事務局長	馬場 博美	
	(株)只見町観光公社観光企画部長	目黒 典子	
	只見町農業委員会長	飯塚 春夫	
	只見町森林組合参事	五十嵐 幹哉	
	只見町建設業協会長	美馬 典昭	
	只見町区長連絡協議会長	小沼 一弘	◎会長
	只見町消防団長	目黒 邦友	
	只見町老人クラブ連合会長	角田 宗雄	
	只見婦人会社会部	目黒 ゆかり	
	明和青年団長	児島 達志	
	只見町 PTA 連絡協議会長	梁取 正典	
町長が必要と 認める者	前只見郵便局長	渡部 仁一	
	前只見町商工会長	川原田 紹二	○副会長
合計		15名	

※役職名は任命時現在

3 | 諮問文

6 総 第 239 号
令和 7 年 1 月 14 日

只見町振興計画審議会長 様

只見町長 渡部 勇夫

諮 問 書

只見町振興計画審議会条例（昭和 43 年 2 月 5 日条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、次の通り諮問します。

記

1. 諮問内容

第八次只見町振興計画基本構想及び前期基本計画について

2. 諮問理由

本町では、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間とする第七次只見町振興計画を策定し、「ブナと生きるまち 雪と暮らすまち 心豊かに生きるまち～自然首都・只見の挑戦「人と自然の共生」～」を基本理念としてまちづくりを進めてきました。

この度、第七次只見町振興計画の計画期間が、令和 7 年度をもって終了することから、只見町が目指すべき将来のまちの姿や、まちづくりの基本方針を明らかにするとともに、社会情勢の変化等を的確にとらえた新たなまちづくりを推進していくための指針となる「第八次只見町振興計画の基本構想及び前期基本計画」について調査・審議を求めます。

4 | 答申文

令和7年11月21日

只見町長 渡部 勇夫 様

只見町振興計画審議会
会長 小沼 一弘

答 申 書

令和7年1月14日付け6総第239号で諮問のありました「第八次只見町振興計画基本構想及び前期基本計画について」は、只見町振興計画審議会条例（昭和43年2月5日条例第1号）第2条の規定に基づき、慎重に審議を重ねてまいりました。その結果について次の通り答申します。

記

1. 答申内容

本審議会に示された基本構想及び前期基本計画については、適当であると認めます。

なお、本計画の執行にあたっては、審議の過程において提案した意見を十分に考慮し、国・県等関係機関との連携を深め、住民の理解と協力を得ながら、効率的な執行体制と積極的姿勢で実効性のあるものとなるよう推進を図るとともに、次の諸点について特段の配慮を払われるよう要望します。

- ① 本計画の着実な推進に向け取り組むため、PDCA サイクルマネジメントによる推進について明記しているが、本計画から目標指標を採用しておりその評価検証において客観的な判断基準を設けたことは一定の評価ができる。本計画の実効性確保のためには、日々の業務の中で町の将来像（目的）とそれを実現するための取組み（手段）を意識しつつ推進することが重要であるため職員の意識醸成に努められたい。
- ② 新たな振興計画については、広く町民に理解してもらうため、ホームページや本計画の概要版を作成し全戸に配布するなど、十分な周知に努められたい。

5 | 只見町振興計画策定推進本部設置規則

只見町振興計画策定推進本部設置規則

(令和2年3月27日規則第11号)

(設置)

第1条 只見町振興計画を策定するため、只見町振興計画策定推進本部（以下本部）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基礎調査に関すること。
- (2) 基本構想素案作成に関すること。
- (3) 基本計画素案作成に関すること。
- (4) 実施計画案作成に関すること。
- (5) その他振興計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。

(本部長)

第4条 本部長は町長の職をもって充てる。

(副本部長)

第5条 副本部長は、副町長及び教育長の職をもって充てる。副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるときはその職務を代理する。

(部員)

第6条 部員は、只見町庁議等に関する規程（平成5年只見町訓令第9号）第3条に規定する者をもって充てる。

(情報収集)

第7条 本部は、振興計画策定にあたり、町民一人ひとりが町づくりに参画し、その主体的な発想と創造力を活かすため、幅広く住民、関係団体及び関係職員から情報を収集しなければならない。

(専門部会)

第8条 本部に、専門的事項に関する調査・協議を分掌させるため、専門部会を設けることができる。専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は只見町附属機関条例（令和2年只見町条例第1号）第4条の規定に基づき、次項から第9条第3項までに定める。

2 専門部会の構成は次のとおりとする。

- (1) 地域振興部会
- (2) 医療・福祉・保健部会
- (3) 農林・観光・商工部会
- (4) 環境・生活基盤部会
- (5) 教育・文化部会

3 各専門部会の所掌事務は別表1の通りとする。

4 各専門部会は、相互に連携協力して本部所掌事務を遂行するものとする。

(専門部会員)

第9条 専門部会員は、本部長が指名する者をもって組織し、本部において指示する事項について検討協議を行い、その結果を本部に報告する。

2 各専門部会に部会長を置く。部会長は本部長の命を受け、部会の事務を総括する。

3 部会長が事故あるときは、部会長があらかじめ指名する部会員が職務を代理する。

(合同会議)

第10条 本部長は、必要と認める事項の審議については、随時本部会及び専門部会の合同会議を開くことができる。

(事務局)

第11条 本部及び専門部会の事務局は、総務企画課において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が決める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日規則第12号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第8条第3項関係)

部会名	所掌事項
地域振興部会	地域づくり、自然保護、ユネスコエコパーク、公共交通、財政、広報広聴、情報共有、情報通信、消防、防災、住民サービス、広域連携等(総務企画課、町民生活課、交流推進課、振興センター所掌事務)
医療・福祉・保健部会	少子高齢化、高齢者福祉、介護保険、児童福祉、母子父子福祉、障害者福祉、地域福祉、医療、健康づくり、国民健康保険、後期高齢者、保育所等(保健福祉課、朝日診療所、保育所所掌事務)
農林・観光・商工部会	農業振興、農地保全、水産業振興、産業の六次化、林業振興、有害鳥獣、観光振興、都市交流、商工業振興、雇用対策、企業誘致等(農林建設課、交流推進課所掌事務)
環境・生活基盤部会	生活環境対策、ごみ処理、上下水道、道路、河川、公園緑地、住宅、空家対策、雪対策、景観対策等(町民生活課・農林建設課所掌事務)
教育・文化部会	小・中学校教育、高校振興対策、生涯学習、社会教育、社会体育、芸術文化、文化財等(教育委員会所掌事務)

6 | 振興計画策定推進本部専門部会委員名簿

(委嘱年月日) 令和7年1月14日

部会名	所属	氏名	備考
地域振興・行財政部会	只見地区地域づくり委員会	五十嵐 和弘	
	朝日地区地域づくり委員会	五十嵐 榮喜	○副部会長
	明和自治振興会	横田 雅則	
	ブナセンター友の会	大宮 明	◎部会長
	総務企画課総務係	小林 克弥	
	総務企画課財政係	五十嵐 亮	
	交流推進課 BR 係	新國 万寿美	
	明和公民館	渡部 はるか	
医療・福祉・保健部会	特別養護老人ホーム只見ホーム	目黒 健	○副部会長
	只見町地域活動支援センターじねえんと	増田 アヤ子	
	只見指定居宅介護支援事業所	馬場 幸弥	◎部会長
	只見町民生児童委員協議会	矢沢 千代	
	只見町民生児童委員協議会	目黒 真弓	
	只見町社会福祉協議会	菅家 光喜	
	朝日診療所	吉津 瑞穂	
	保健福祉課保健係	五十嵐 剛	
	保健福祉課福祉係	三瓶 真人	
	保健福祉課保健係（保健師）	星 友美	
農林・観光・商工部会	JA 会津よつば南郷営農経済センター営農課	酒井 修	
	只見町商工会青年部	渡部 公栄	◎部会長
	只見町商工会	五十嵐 宣仁	
	(株)只見町観光公社	向坂 雄一郎	
	只見町森林組合	菅家 伸	
	(有)さんべ農園	三瓶 陽太	○副部会長
	農林建設課農林係	三瓶 達也	
	交流推進課観光係	角田 祐介	R7.3.31 まで
	交流推進課商工労働係	菊地 明	

部会名	所属	氏名	備考
環境・生活基盤 部会	明和婦人会	大竹 やい	
	只見地区区長連絡会	佐藤 則夫	◎部会長
	朝日地区区長連絡会	吉津 榮一	
	明和地区区長連絡会	山内 浩二	
	(株)大吉板金	今関 真貴	○副部会長
	町民生活課生活安全係	目黒 栄男	
	農林建設課建設係	新國 透	
	交流推進課移住交流係	三瓶 大樹	
教育・文化部会	只見町文化協会	目黒 俊行	◎部会長
	只見町小・中学校 PTA 連絡協議会	矢沢 裕也	
	只見高校 PTA	矢沢 悟	
	NPO 法人ただみコミュニティクラブ	馬場 なな子	○副部会長
	福島県立只見高等学校	岩渕 未加子	
	只見町小中学校長協議会	鈴木 亮	
	保育所保護者会代表	青木 喜幸	
	只見町民生児童委員協議会	吉津 和子	
	教育委員会子ども未来係	吉津 和樹	
	教育委員会文化スポーツ係	遠藤 菜緒子	
	只見公民館	横田 尚也	

※所属については、委嘱時現在のものです。

7 | 振興計画策定に係る関連調査等

1. 第八次只見町振興計画町民アンケート
2. 只見中学生政策提言（令和6年12月20日）
3. 只見高校生政策提言（令和7年1月14日）
4. 令和6年度統計要覧
5. 只見町人口ビジョン（令和7年9月改訂）

8 | 専門部会での策定経過

(地域振興・行財政部会)

第1回	令和7年1月24日(金)	19時00分~20時30分	只見公民館
第2回	令和7年3月10日(月)	19時00分~20時30分	只見公民館
第3回	令和7年5月8日(木)	18時30分~20時30分	只見公民館
第4回	令和7年6月18日(水)	18時30分~20時30分	只見公民館
第5回	令和7年8月26日(火)	18時30分~19時50分	只見公民館

(医療・福祉・保健部会)

第1回	令和7年1月24日(金)	19時00分~20時30分	只見公民館
第2回	令和7年2月21日(金)	18時00分~20時00分	保健福祉センター
第3回	令和7年4月18日(金)	18時00分~20時00分	保健福祉センター
第4回	令和7年6月20日(金)	18時00分~20時30分	保健福祉センター
第5回	令和7年8月26日(火)	18時30分~19時50分	只見公民館

(農林・観光・商工部会)

第1回	令和7年1月24日(金)	19時00分~20時30分	只見公民館
第2回	令和7年2月25日(火)	18時00分~20時30分	只見町役場
第3回	令和7年5月14日(水)	18時00分~19時30分	只見町役場
第4回	令和7年7月10日(木)	18時00分~19時00分	只見町役場
第5回	令和7年8月26日(火)	18時30分~19時50分	只見公民館

(環境・生活基盤部会)

第1回	令和7年1月24日(金)	19時00分~20時30分	只見公民館
第2回	令和7年2月28日(金)	18時30分~20時00分	朝日公民館
第3回	令和7年5月23日(金)	18時30分~19時30分	朝日公民館
第4回	令和7年8月26日(火)	18時30分~19時50分	只見公民館

(教育・文化部会)

第1回	令和7年1月24日(金)	19時00分~20時30分	只見公民館
第2回	令和7年2月26日(水)	18時30分~20時00分	只見公民館
第3回	令和7年5月12日(月)	18時30分~20時00分	只見公民館
第4回	令和7年6月25日(水)	18時30分~20時00分	朝日公民館
第5回	令和7年8月26日(火)	18時30分~19時50分	只見公民館

9 | 第八次只見町振興計画の策定経過

年月日	会議等	内容
令和6年 8月30日	第1回 策定推進本部会議	策定基本方針の確認
12月 9日	第2回 策定推進本部会議	策定基本方針の決定
令和7年 1月14日	第1回 振興計画審議会	振興計画諮問、策定基本方針説明
	第1回 専門部会合同会議 第1回 各専門部会	策定基本方針確認、部会協議内容確認
1月27日	議会総務常任委員会	策定基本方針の説明
2月21日	第2回 医療・福祉・保健部会	部会協議
2月25日	第2回 農林・観光・商工部会	//
2月26日	第2回 教育・文化部会	//
2月28日	第2回 環境・生活基盤部会	//
3月10日	第2回 地域振興・行財政部会	//
4月18日	第3回 医療・福祉・保健部会	//
5月 7日	第3回 地域振興・行財政部会	//
5月12日	第3回 教育・文化部会	//
5月14日	第3回 農林・観光・商工部会	//
5月23日	第3回 環境・生活基盤部会	//
6月18日	第4回 地域振興・行財政部会	//
6月20日	第4回 医療・福祉・保健部会	//
6月25日	第4回 教育・文化部会	//
7月10日	第4回 農林・観光・商工部会	//
8月26日	議会総務常任委員会	振興計画（素案）の説明
	第2回 専門部会合同会議	振興計画（素案）の確認
9月 1日	第3回 策定推進本部会議	振興計画（部会案）の確認
10月 3日	パブリックコメント	～10月31日
10月 7日	第2回 振興計画審議会	振興計画（案）の確認
10月10日	議会経済常任委員会	振興計画（案）の説明
10月17日	議会総務常任委員会	//
10月24日	議会全員協議会	//
11月14日	第3回 振興計画審議会	振興計画（案）の審議
11月21日	振興計画審議会答申	振興計画審議会長から町長へ答申

【人口増加のための対策として】

只見 = 農業のイメージをつけるため農家が集まったイベントの実施



【只見の観光業を発展させるため】

アウトドアサウナや古民家宿泊体験などの自然を生かした観光ツアーの実施



【観光客を増加させるため】

スキー場を活用したジップラインの設置やデジタルスタンプラリーの実施

【観光客を増加させるため】

道の駅を整備する

【自然を守る取り組みとして】

八十里越などの道路に
アニマルパスウェイ※の設置

※道路建設などによって分断された森林を、樹上性動物が安全に移動できるように設置された人工的な通り道

【世界の戦争や紛争による被害に寄り添うため】

専門的人材の招へいと町内の空き家を活用し難民の受け入れ



【只見町に会社を増やすため】

雪熱を活用したインターネットデータセンターを整備する



【子育てしやすい町の実現に向けて】

地域を巻き込んだ親子そろっての交流会を開催する

【卒業生と只見町の繋がりをつくるため】

既存アプリを活用した卒業生ネットワークをつくる

【只見町への郷土愛や貢献意欲を高めるために】

卒業生ネットワークを活用し、子どもたちが憧れる職業の説明や体験会の実施

【関係人口の増と将来への移住につなげるために】

山村教育留学制度の満足度の向上とPRや合宿型イベントを通じた生徒の確保

【健康寿命を延ばすための教室や講座の参加率を上げるために】

広報の仕方や参加意欲を高めるためのブナりんポイントの活用方法を検討する

【間伐した広葉樹の有効活用として】

かじごやきによる木炭の製造と販売を行う



第八次只見町振興計画

発行：只見町（編集：只見町 総務企画課）

〒968-0498 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039 番地

TEL：0241-82-5210